

平成31年第1回美幌町議会定例会会議録

平成31年3月 5日 開会

平成31年3月18日 閉会

平成31年 3月 6日 第2号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

6番	戸澤義典君
9番	坂田美栄子君
4番	上杉晃央君
2番	大江道男君
8番	岡本美代子君

○出席議員

1番	高橋秀明君	2番	大江道男君
3番	新鞍峯雄君	4番	上杉晃央君
5番	稲垣淳一君	6番	戸澤義典君
7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長	11番 橋本博之君
12番	中嶋すみ江君	13番	古館繁夫君
議長	14番 大原昇君		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 土谷耕治君 教育委員会 加藤哲彦君
教育長職務代理者

監査委員 高木清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
事務連絡室長	中村敏文君	会計管理者	武田孝司君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
防災危機管理主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	渡辺靖行君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	大場圭子君
農政主幹	佐々木斉君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	建設主幹	川原武志君

施設管理主幹	中 沢 浩 喜 君	建 築 主 幹	西 俊 男 君
水 道 主 幹	御 田 順 司 君	病 院 総 務 主 幹	菅 敏 郎 君
地 域 医 療 連 携 主 幹	高 山 吉 春 君	事 務 連 絡 室 次 長	志 賀 寿 君
教 育 部 長	田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹	以 頭 隆 志 君
学 校 給 食 主 幹	岩 田 憲 次 君	社 会 教 育 主 幹	露 口 哲 也 君
町 民 会 館 主 幹	斉 藤 浩 司 君	ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	浅 野 謙 司 君
博 物 館 主 幹	鬼 丸 和 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 祐 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 監 査 委 員 室 長	谷 川 明 弘 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	藤 原 豪 二 君	次 長	佐 藤 和 恵 君
議 事 係 長	橋 本 勝 君	議 事 係 長	新 田 麻 美 君

号の美幌町広報紙に、スプレー缶・カセットボンベは、「必ず使い切って、穴をあけずに出して下さい。」と収集要領の変更が記載されました。

そこで質問ですが、収集要領を変更した経緯について、また、札幌市の事故は、まさにガス抜きが要因で起こった事故であり、根本的対策が必要と考えますが、今後の収集要領等の考え方について見解をお聞かせください。

次に、乾電池の処理、収集について、携帯電話やモバイルバッテリーなどの発火事故は最近よく耳にしますが、ボタン電池も非常に危険であることが認識されつつあります。

昨年11月に、大阪府吹田市のホームセンターで、ボタン電池が出火元である可能性が高いと判断された火災が発生しました。また、使用済みボタン電池をかごの中に重ねて入れていたところ、その付近から発火したという事案もあるようです。対策として、ビニールテープなどで絶縁しておけばよいのですが、余り周知されていないと思われま。

美幌町のごみ分別辞典においても、「乾電池、有害」、「有害ごみの出し方、乾電池回収ボックス設置店」しか記載されていません。

乾電池の捨て方についても何か対応が必要かと思いますが、現状と今後の対応策について、考え方をお聞かせください。

次に、大きな2点目であります。

美幌町街路灯等LED化事業についてであります。

現在の事業の進展状況と所要経費についてお伺いします。

平成30年3月定例会で、LED化事業の質問をさせていただきましたが、あれから1年がたっており、事業の進展もあつたと思いますので、今回、再度質問をさせていただきます。

まず、灯数について、2,250灯で、そ

の中で中身を調査している段階と答弁をいただきましたが、最終的に、新規、廃止を含め、どのようになったのか。また、現在の事業の進展はどうなっているのか、お聞きします。

次に、経費について、電気料金は4割から6割ぐらひは低減され、町が負担する10年間の維持管理リース料は、約4億8,700万円と認識していますが、LEDへの切りかえのための工事費などは幾らだったのか。LEDに切りかえる前の街路灯、防犯灯にかかっていた維持管理経費と比較して、どの程度減額されたのか、お聞かせください。

以上、2項目について、よろしく願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 戸澤議員の質問にお答えをいたしたいと思ひます。

まず初めに、危険性ごみ収集処理の考え方についてであります。

破裂・発火の可能性があるごみの処分要領等についてであります。一つ目の御質問の収集要領を変更した経緯について、また、今後の収集要領の考え方についてであります。美幌町では、他市町村において、ガスが残っているスプレー缶などがごみ収集車の中で押しつぶされることにより引火し、ごみ収集車の火災が多く発生していたことから、以前よりスプレー缶などに穴をあけて出すこととしておりました。

平成21年度より、充填物の残ったエアゾール缶やカセットボンベに不適切な方法で穴をあけると、火災が発生するおそれもあることから、これらを廃棄する際、穴あけをしない方向が望ましいと環境省から通知がありました。

美幌町では、充填物の残った状態で廃棄された場合、ごみ収集車の火災、収集したスプレー缶を処理する工程での事故を考えて、引き続きスプレー缶に穴をあけて出すこととしておりました。

今回の札幌市での爆発・火災事故発生を受けて、環境省から平成30年12月27日付で「廃エアゾール製品の充填物の使い切り及び適切な出し切りについての住民への周知徹底」と「廃エアゾール製品等の穴あけについて、住民が穴をあけないで排出・収集する方法の検討」の2点について通知がありました。

このことから、美幌町においても町民の皆様方が安全にエアゾール製品を資源ごみとして排出する方法について検討したところ、東京消防庁管内において、平成20年から平成29年までの10年間でエアゾール製品の穴あけが原因の火災が260件発生していることや、平成29年度においてガス抜きキャップの装着率は99%、カセットこんろのヒートパネル化は100%となっており、収集・処理業者との協議の中で、エアゾール製品の使い切りや適切な出し切り、及び、他の缶類と分別して排出することで、安全に収集、処理ができることから、排出時に穴あけをしないこととしたところであります。

札幌市での事故は、室内で新品の消臭スプレー缶120本を一度に噴射したことにより、室内に可燃性ガスが充満しているところに給湯器をつけたため、爆発し、火災が発生したもので、一般家庭ではこのような状況は発生しないと考えております。

室内でのガス抜きは危険であることから、ガス抜きをするときは風通しのよい屋外で行うよう周知しておりますが、今後も、スプレー缶に穴をあけないで出させていただき、収集を行いますので、町民の皆さんへ周知徹底を図ってまいります。

二つ目の御質問の乾電池の捨て方についても対応が必要ではないかについてですが、昨年11月、大阪府吹田市のホームセンターで、ボタン電池同士の接触により火災が発生した可能性が高いと判断されたことにより、廃乾電池の出し方について、テープなどで絶縁して電池回収ボック

スへ出すよう、道内でも周知している市町村もあります。

特に、ボタン電池は、プラス・マイナス部分が大きく、重なりやすいため、乾電池の中でも短絡火災、いわゆるショート火災の原因となりやすいとされていることから、ボタン電池のパッケージに、警告として、「他の金属や電池と混ぜない」、「破棄や保存はテープなどで巻きつけて絶縁する」などと記載されております。

美幌町としても、ボタン電池のパッケージには記載されておりますが、事故を未然に防ぐためにも乾電池は使い切り、ビニールテープで絶縁して保管し、回収ボックスや有害ごみとして出していただくように町民の皆さんへ周知、お願いをすることといたしましたので、どうぞよろしくお願いをいたしたい、そのように思っております。

次に、美幌町街路灯等LED化事業について、現在の事業の進展状況と所要経費についてであります。

街路灯、防犯灯のLED化事業についてであります。平成30年8月より工事を始め、本年1月末で完了したものであります。

まず、LEDへの取りかえ灯数ですが、街路灯で1,280灯、防犯灯で960灯、合計で2,240灯となっております。新設の防犯灯につきましてもは88灯、撤去した街路灯、防犯灯につきましてもは73灯となっております。

次に、既設及び新設の街路灯、防犯灯の10年間のリース料についてですが、リース料総額は4億7,226万3,000円であり、そのうちLED化のための工事費は3億9,743万3,000円、維持費及びリース料は7,483万円となっております。

LED化前後での維持管理費の比較についてですが、試算では、年間でLED化前が7,391万1,000円で、LED化後が6,314万7,000円となり、

1,076万4,000円のコスト削減が見込まれているところでございます。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それではまず、スプレー缶のほうから再質問させていただきます。

まず、御答弁の中で、収集・処理業者との協議の中で、エアゾール製品の使い切りや適切な出し切り及び他の缶類と分別で安全に収集、処理できると協議したとありましたけれども、例えば、ガスが残っていた場合の処置等について、何か具体的にお話しされた経緯はあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 委託業者との間では、他のスチール缶と分けて出してもらうことで、収集した後に缶を振って中身の確認等はできるということで、そういう安全確認ができることを確認しております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今の御答弁ですと、多少ガスが中に残っていても出してもいいというふうに受け取れましたが、そういう見解でよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） いえ、あくまでも出し切って出してもらうことが前提でございますけれども、残っている場合がありますので、そのまま処理してしまうと事故につながるということで、業者のほうも、集めた缶がそこで破裂しても事故になりますので、安全確認ということで、出し切っていただくことが前提ですが、再度確認をして事故防止に努めるということでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 例えば、回収するときに振って確認をして、残っていた場合は、回収せずに置いていくという認識ですか。それとも、回収して、ごみ処分場で処理をするという認識でしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 回収は、分けて出してもらっていますので、そのままスチール缶とスプレー缶をそれぞれ集めて、回収した後においてスプレー缶の爆発の危険性のある缶だけを先に振って確認をして、他のスチール缶と合わせて処理をして、圧縮をして、こん包して廃品業者に引き渡すという処理をしております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） では、持っていった先である程度確認をして、残っていたら、各家庭ではなくて、向こうで処置をして、ほかの使い切ったものと一緒に出すという認識でよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 基本は、各家庭で安全に野外で出していただくということを周知徹底しまして、出していただくのですけれども、中には残っているものがある可能性もありますので、安全確認のために振ったりして確認をして、安全を確認した後に処理をしております。

基本は、集めた後で事故があっては困るので、そういう確認をしているということでございます。各家庭から出していただくときに使い切っていただくことが大前提でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） わかりました。まずは、使用者のほうで完全に抜くということが大前提で、安全性を考えて、収集した先で残っているガスがないか点検をしているということで認識いたしました。

先ほどの御答弁の中で、ガス抜きキャッ

プの装着率は99%とありましたけれども、一般社団法人日本エアゾール協会のホームページにガス抜きキャップの使用例が出ています。例えば、一つ目としてキャップの天面のへこみを使用するタイプ、二つ目として爪ようじを使用するタイプ、コインを使用するタイプ、キャップの天面を押し込み、なおかつ折り込みを使用するタイプ、キャップの両面を押し込み使用するタイプ、六つ目でキャップの向きを変えて使用するタイプ、七つ目でタブやレバーで固定するタイプ、その他のタイプと大きく8種類以上の要領が載っているのです。

それぞれの缶にその要領が記載されていますけれども、物すごく小さい、拡大鏡を使用しても見えないような字で、特に御年配の方がそこまで読んで捨てられるのかなと思います。

一番簡単なのは、びっと押せば出ますけれども、完全に使い切るためには出せばいいのですが、例えば、ヘアスプレーや消臭スプレーなど、いろいろなもので今はエアゾールが使われているわけです。特に、このスプレーは気に入らないから捨ててしまおうといったら、大量に残っているところを処置しなくてはならない、それをずっと押しっ放しで出し切りというのは非常に難しいです。そのために、今言った8種類の要領があるのですけれども、なかなか難しい、これだけ要領があって難しいということになるのですが、そういう状況の中、使い切りや出し切りの要領を徹底するためにはどうしたらいいと考えられていますか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今回、2月1日号の広報に出していただきまして、とりあえず、今、穴あけの部分も併用して出てきている部分もありますけれども、周知を図るため、4月1日号の広報にもこのガス抜きの図面入りの記事を掲載したりして、改めて、ホームページ等を含めまして、広報等で周知を徹底していきたいと考えてお

りますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 要領の周知を徹底するというので、この8種類の要領に対してどのように具体的にやっていくのかということに対する答弁にはなっていないと思いました。

そして、2月号の広報に載っていましたが、3月号にも載っていましたが、3月号の13ページにも同じような形で載っていましたが、具体的な要領は載っていませんでした。

一番いいのは、中身が残っていても残ってしまいが、そのままの状態を出していただきたいというのが一番徹底しやすいと思うのです。そうした場合は、当然ガスが中に残っている状態のものもありますから、収集とか処理業者のほうの危険性がかなり増大する可能性が出てくるのだらうと思います。

そこで、対策としては、これは自治体独自では当然できないと思いますけれども、乾電池のように、事業者責任で回収などをやってもらうように働きかけるということ、これは国レベルで動いていると思いますけれども、それが一番ベターだと思います。

では、自治体でみずからできるのは何なのかなと考えたときに、そのまま出してもらって、ごみ処分場で全部処分できるというような要領が一番いいと思うのですけれども、この廃エアゾール関係で、環境省と業者が締結した文書があって、2006年に希望する市区町村に対して廃エアゾール製品の簡易処理機の譲与の取り組みがあったのです。そして、平成20年11月10日に、各市区町村の一般廃棄物担当課様ということで、中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会、事務局 社団法人全国都市清掃会議というところから文書が出ています。

このときに、廃エアゾール缶等簡易処理機の無償譲与希望調査というものが出ていまして、いろいろ条件はあるのですけれども、美幌町レベルだと1基貸してもらえるのかなということで、こういう文書があって、調査があったのですが、この文書は承知していただけますか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ただいまの文書につきましては、私のほうでは承知しておりません。当時は来ていたかと思うのですけれども、今は承知しておりません。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） このときだったら、この簡易処理機を無償で譲与できた可能性があったということで、多分、知らないということは、今、美幌町にはこの処理機はないのかと思います。

そして、先ほど言ったように、残ったままの状態を回収するのが町民にとってはベストだろうと思います。ただし、先ほど言ったように、ごみ収集業者あるいは処分場において危険性が増大するというので、この処理機を使えば危険性が排除されるのかなと思います。

例えば、値段まで調べられなかったのですけれども、こういう処理機が市販されているのです。ただ、幾らぐらいするのか値段まで調べることができませんでした。

ただ、そういうものがありますので、そういうものを導入して、入っていようが入ってまいが全部回収しますよ、そして、処分場でそういうふうに破碎処理機を使って処理しますよということが自治体としてできることだと思います。

先ほど言った製造業者にということ、国レベルの話になると思うのですけれども、自治体レベルでできるのは、そういう破碎処理機を買って、自治体レベルで処分をするということが可能だと思うのですけれども、そういうお考えはないでしょう

か。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 答弁の中でもございましたように、今まで町のほうで穴あけを求めてきた経緯につきましては、回収した後の処理に係る経費です。分けて収集をしなくてはいけない、そして、集めたスプレー缶を出し切るため、その人件費とか、そういう経費がかかるという部分で、今までは各家庭で穴をあけて排出していただくという形をとっておりました。

今回見直した部分につきましては、収集業者も、町民の方が出し切って分けていただければ、今までと同じ人数で経費をかけずに同じ形で安全に収集が行えるということで、今回、穴あけの部分を出し切る形に変えたということです。

もしそのまま出していただくということになりますと、やはり、その入っている部分の確認と中のガス抜きに係る経費というのが必要になり、例えば、スプレー缶の穴あけ機というのは、市販の機械はあります。今、北見市で導入しているものがあると聞いておまして、リースで入れており、月額20万円程度のリース料がかかっているということです。

それを考えますと、経費が非常にかかるので、今までも町民の方の御理解のもとに出していただいた部分を徹底いたしまして、今度は逆に使い切っていただくという形の中で処理していきたいと考えております。

また、先ほどの業者との話によりますと、これも環境省と業界のほうで話し合っ、出し切るためのガス抜きキャップを装着するのが2019年までには全部しますということで、そういう業界との話の中で、今、ガス抜きキャップがもう全てについてきているという状況も鑑みて今回の変更に至ったものでございますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さ

ん。

○6番(戸澤義典君) 言わんとしていることはよくわかりましたけれども、やはり安全はお金にかえられないと思います。

コーエイビジネスサービス株式会社というのが出している処理機があるのです。これを見ると、1時間で450缶処理できるというもので、これは値段が載っていなかったから幾らするのかわかりません。確かにお金はかかるとは思いますが、人身事故が起きる前に何とか処置していただけたらなと思います。

次に、電池の話をさせていただきます。

乾電池です。乾くの反対は湿るです。つまり、乾電池の反対語は湿電池、具体的には電解液を液体のまま使用するもので、代表的なものには、車のバッテリー、これは鉛蓄電池で、ほかに繰り返し使える充電電池、ニカド電池があります。

電池の種類を細かく分類すると約4,000種類もあるそうです。その中で、私たちが身近に使う電池は、使い捨て電池です。それから、小型充電式電池、ボタン電池の大きく3種類に分類できるそうです。

この使い捨て電池は、アルカリ乾電池やマンガン乾電池などで、リモコンとか目覚まし時計、ラジオにもよく使われている電池であります。小型充電式電池は、ニッケル水素電池やリチウムイオン二次電池、ニカド電池を指して、ニッケルやカドミウム、鉛、コバルトなど再生ができる希少な資源が含まれているということです。

2001年には、この希少な資源の回収や再利用することを義務化した法律、資源有効利用促進法が施行されております。電池にリサイクルマークがついているというものであります。

次に、ボタン電池ですけれども、これは、酸化銀電池、アルカリボタン電池、空気亜鉛電池の3種類があり、腕時計や小型電子機器、補聴器などにも使われておりま

す。最近、子供のおもちゃも結構多いです。

美幌町のごみ分別辞典で示している乾電池とは、今説明をいたしましたこの3種類全てなのか、それとも、使い捨て電池なのか、どういう区分になっているのか、お聞かせください。

○議長(大原 昇君) 環境生活主幹。

○環境生活主幹(渡辺靖行君) 回収する電池は、全ての電池でございます。

○議長(大原 昇君) 6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 先ほど言ったように、ニッケルやカドミウム、鉛が入った電池があるということで、これもホームページで調べたのですが、ボタン電池とコイン型電池というのがあります。ボタン電池というのは、ボタン電池回収缶などで捨てなくてはならない。先ほど言ったように、鉛とか再利用資源が含まれているということです。それから、コイン型電池は、自治体のごみステーションで捨てられると記載されていました。

また、ボタン電池を家庭ごみとして自治体のごみステーションに捨てられない理由は、先ほど言った環境汚染の原因になる微量の水銀を含んでいる場合があるということで、捨てられないとうたわれています。

これを見分けるポイントとして、ボタン電池というのは、このワイシャツのボタンのように小さい電池です。電池を見たら、英語というか、ローマ字というか、書いています。例えば、LRとかSR、PRから始まる型番が記載されているのがボタン電池です。これには微量の水銀が含まれている可能性があるということです。

コイン型電池は、硬貨のように大きな電池で、これはCRとかBRなどで始まる型番だそうです。これらも含めて、要するにボタン電池とコイン電池の違いがあるということで、この微量な水銀を含んでいる電池も一緒に回収しているという認識による

しいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 美幌町においては、乾電池などの充電式電池、携帯電話のバッテリー、デジタルカメラ等のバッテリー、全ての電池を回収しております。

この回収先は、処理業者に持って行くわけですが、イトムカ鋳業所に出しているのですが、イトムカ鋳業所においては乾電池のみを処理しております、ほかの電池は分別して他の専門業者においてリサイクルされるということになっております。

車のバッテリー等々は回収してはおりませんが、ほかの電池は回収している状況でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 認識いたしました。

全ての電池は回収しているけれども、その電池の用途によって、それぞれ最終的には分別されているということですね。

町民にとっては、それは非常に便利なことだと思います。町民自体が分けなくていい、一括して収集して、その後、分別しているということで、了解いたしました。

次に、過放電対策ということで、機器を作動させるために、電池の残量がないにもかかわらず、例えば、リモコンの中に電池をそのままにしておいたり、おもちゃの中に電池をそのままにしておいたりということが多々あると思うのです。

私も何年かに1回やってしまうのですけれども、過度に放電されると液漏れを起こして、例えば、リモコンのふたをあけたときに茶色い液が出ているということを何回か経験された方もいると思うのです。

これは、肌に触れたり、目に入ったりすると、やけどや失明の危険性があるということで、この液漏れを起こさないために

も、使い切った電池は、機器から、特にポータブルストーブは電池を使っていると思うのですが、夏場はしまおうと思うので、そういうときには、やはり電池を外しておくのがベターなのかと思います。そういうことも町民に徹底しておいたほうがいいと思います。

先ほど言った絶縁も含めて、そういうことは今まで宣伝には一切なく、ただ、ごみ分別辞典に載っているだけということで、先ほどのスプレー缶とあわせて、やはり広報等で周知徹底していかなくてはならないと思います。

電池の絶縁、それから、液漏れ防止について、もう少しPR、もっともっとPRしていく必要があると思っております、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 美幌町の場合、当初、有害ごみという形で、ほとんどが乾電池という形で排出されていた部分でありましたので、排出時の周知がなされていない状況がありますが、先ほどお話ししましたように、近年、火災等の事故もありません、他市町村では、いろいろと排出時の注意事項が来ておりますので、こういう部分について、当然必要であると思っておりますので、周知をしていきたいと思っております。

また、今お話ししました電池の取り扱いにつきまして、排出時だけでなく、家庭での保管方法につきましても、いろいろな事故が起きているという部分があります。この部分につきましては、消費者庁のほうで、装填方法などに関する注意事項はありますけれども、廃棄に関する通知はなく、逆に環境省のほうでは、認識はしているのですけれども、まだそういう通知がなされていない状況もありますし、いろいろな電池の種類によっても事故が異なりますので、こういう部分を含めまして、家庭での保管の部分と有害ごみとして受ける排出の部分とありますけれども、そういうものを

合わせまして、町民の方に周知できる方法をとって、乾電池の排出等につきましては、絶縁等をできるような形の検討をして周知していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） ぜひ、火災事故や人身事故が起こる前に、周知徹底をしていただきたい、早目に周知徹底していただきたいというふうに思います。

では、最後にLED化事業について質問させていただきます。

去年3月の御答弁で、リース料の内容は、消えた場合の灯具の交換、それから、取り付け工事、動産の保険加入等の一般的な維持管理経費で、電気料は町で負担するということは了解しています。それを踏まえて再質問させていただきます。

リース料の総額が、4億7,226万3,000円というふうに御答弁いただきました。これは、前回の御答弁でも環境省のLED照明導入促進事業の補助金が出ますと御答弁いただきました。この総額に対して、どのぐらいの補助率があるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（田中三智雄君） 補助率等につきましてですけれども、補助率につきましては3分の1、限度額が2,000万円ということになっており、今回の対象に係る補助額につきましては、今、正式な数字は手元に持っていないのですが、約1,500万円ほどを予定しております。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 総額4億7,000万円の事業の3分の1の補助で限度額2,000万円だから、2,000万円出たのかなと思ったら、1,500万円ぐらいだったのですね。

いずれにしろ、4億5,000万円以上が

町の独自の経費で事業を実施したという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、主幹が答弁させていただいたとおり、この事業に対する財源が補助金としては1,500万円程度しかないということで、あとは全て美幌町の単独経費の中で実施したということでございます。

ただ、電気料の削減が相当できるということもあって、トータルコストとしてはやはり下がっていくという判断の中で、この事業を実施させていただいたところでございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 今後の維持費、技術料が7,400万円ちょっとと御答弁いただきました。これは、10年間の合計の金額という認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） LED化する前の既設の街路灯、防犯灯を含めて、これらの維持管理費と電気料、これがおおむね年間で7,400万円程度かかっておりました。

今回、LED化したことによって、その維持管理経費が、リース料も含めてですけれども、年間で約6,300万円ということで、1年間でいけば、約1,000万円程度のコストの削減が図られるということです。10年間でいけば、その10倍でございますので、導入後の10年間の経費としては約6億3,000万円ということで試算をさせていただきます。

導入前については、約7億4,000万円でございますので、10年間のトータルコストとしては、約1億円程度の削減が図られるだろうというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 10年間で7億4,000万円のところ、6億3,000万円ということで、1億1,000万円ぐらい削減できるということですね。

あとは、この10年間のリース期間中に、多分、各自治会等からここにもう一個ふやしてもらいたいとか、いろいろな要望があると思うのですけれども、そういう自治会からの要望には柔軟に対応できるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） ことしの1月で全てLED化の防犯灯についての設置は完了したところでございますけれども、灯具をつけたことによって、若干暗いという御意見もございます。それによって、ここにもつけていただきたいという要望も来ております。それらについては、現地を確認させていただきながら柔軟に対応していきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） それを聞いて安心しました。もう10年間リースだから一切受けつけないという話ではないということで、柔軟に、新しいところもできるし、廃止もできるという認識を持ちました。

今回、各自治会の中が、LEDにしたおかげで非常に明るくなったのです。そのかわり、目立つのが町道とか道道あるいは国道についている街路灯といいますか、あれはオレンジ色で目には優しく、車を運転する人にとっても優しいのですけれども、非常に暗く感じるというところがあって、特に、自治会の中で認識していないのが、自治会に接する町道、例えば、桜通あるいは栄通、元町にもあるのでしょうか、町道沿いに街灯がついています。あの管理というか、責任区分はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今回、街路灯

についての一部LED化の工事をさせていただきましてけれども、今、議員のおっしゃるとおり、オレンジ色のものについてはLED化されていない街路灯ですので、町道部分については、町の建設水道部で管理をしている街路灯ということになるかと思えます。

桜通等については、一部、商工会議所が管理しているところがございます。この商工会議所が管理をしている街路灯については、まだLED化の更新がされておきませんので、そのままオレンジ色の街路灯ということで残ってございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） では、先ほど言った国道、道道、町道の中には、いまだに商工会議所が管理しているもの、あるいは、町が管理しているものがあると。では、自治会が管理しているものはもう一切ないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 基本的には、国道は国で管理をしますと、道道は北海道のほうで管理をしますと、町道につきましては美幌町が管理をしますという形で分けをされておりますので、町道の街路灯については、町が管理をするということになってございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） では、この町が管理している町道の部分の街路灯というのは、将来的にLED化する考えはないのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 町道の街路灯につきましては、今回、おおむねLED化をさせていただいたところでございます。

先ほど言いました桜通等を含めて、残っている部分については、ほとんどが会議所のほうで管理をいただいている街路灯とな

ってございます。

ただ、水銀灯についても、2020年で、水銀灯の製造が中止になるということで、2020年以降については、なかなか水銀灯の電球自体の購入が難しいということになるかと考えております。ただ、水銀灯の街路灯を使ってはだめだということではなくて、2020年から水銀灯の製造はしませんということになってございますので、今後、それらを含めて、まだ水銀灯として残っているところについては、どういった形で整備をしていくかということを含めて、協議をしていく必要があるかと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） これで最後の質問にさせていただきたいと思えます。

今、桜通の街路灯は商工会議所が管理していることを確認しました。あそこは、今、二つのうち一つしかついていないのです。節電のためだと思えます。なおかつ、一つ切れてついていない電灯が何灯かあるということで、自治会として役場にこの話を持ちかけたときに、それはうちではない、商工会議所だということでした。そして、商工会議所に行ったら、うちではないかと調べた結果、商工会議所だったということです。でも、何とか自治会の予算で交換してくれないかというお話があったそうです。

これについては、商工会議所と役場の関係で、水銀灯の管理の話というのは何か出ているのでしょうか。本当に自治会にはもう迷惑をかけないようにしていただきたいというのが要望です。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 一応、会議所で管理をいただいている水銀灯、街路灯の電気料については、町が負担をさせていただいてございます。維持管理については、会議所のほうでお願いしますということで

進めてございますので、球の交換等については、会議所の維持管理の範囲の中でやっていただくということになるかと思えます。

○議長（大原 昇君） これで、6番戸澤義典さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、11時とします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君）〔登壇〕 私は、福祉行政について2点、それから、教育行政について1点質問をいたします。

まず最初に、福祉行政のほうからですが、一つ目に健康マイレージ事業についてお伺いいたします。

美幌町では、楽しく健康づくりを推進するために、平成29年度から北海道健康マイレージ事業を活用して取り組んできておりますが、参加の魅力が乏しいことから、参加率を向上させる工夫が必要と考えています。

本事業の現状認識と今後の課題、取り組みについてお示してください。

二つ目です。

子育て支援の拡充についてということで質問をいたします。

平成30年に生まれた赤ちゃんは、明治32年の統計開始から最少だった平成29年より2万5,000人が少ない9万1,000人で、3年連続で100万人を割り込みました。

本町におきましても、年々出生率が減少し、平成29年は110名でしたが、平成30年は91名と激減をしています。

今後も出生数が大幅にふえることは望め

ませんが、現実に子育て支援に力を入れている自治体はふえている状況にあることから、減少に歯どめをかける対策を早急に講じる必要があります。子育て支援の拡充についての考え方をお示してください。

次に、教育行政について、スマホ依存症についてお伺いいたします。

平成27年にインターネット依存症について一般質問していますが、現在では、スマホ依存症が世界的な問題となっています。

依存症が多いと言われている10代を中心に、身体に症状があらわれるようになってきています。

スマホ依存症の原因の多くは人間関係のトラブルに始まり、スマホに熱中することでコミュニケーション能力が低下すると言われており、子供の成長に大きな影響を及ぼすことから対策が必要と考えていますが、今後の対応策についてお示してください。

第1回目の質問をこれで終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 坂田議員の質問にお答えを申し上げます。

2の教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁をさせていただきます、そのように思っております。

初めに、福祉行政について、健康マイレージについてであります。北海道では、平成28年度から3カ年を実施期間として、市町村や企業と連携のもと、道民の健康づくりの取り組みにインセンティブを与える北海道健康マイレージを開始しました。

美幌町におきましても、健康づくりの無関心層を掘り起こして健診受診者をふやすことを目的に、平成29年度より当事業を開始しました。

事業内容といたしましては、町が定める健康診査、がん検診の受診者、健診結果説明会、講演会の参加者や、運動のきっかけ

づくりとして町が作成したウォーキングマップの達成者にそれぞれポイントを交付して、6ポイント達成した方に景品をお渡しするというものであります。平成30年度は、北海道の事業に加え、町独自の特典をふやして実施しております。

事業の実施結果としましては、平成29年度の申請者は340名で、そのうちポイント達成者は161名、達成率47.4%、平成30年度の申請者は、1月末現在、538名で、そのうち達成者は291名、達成率は54.1%となっております。

御質問の本事業の現状認識と今後の課題、取り組みについてであります。事業評価の一つ目としましては、ポイント達成のために、受ける予定のなかった検診の受診勧奨をすることにより、あわせて受ける方がふえて受診のきっかけづくりにつながったと考えておりますが、総体的な結果として、受診率の向上までには至らなかったと評価しております。

二つ目といたしましては、健診結果説明会の来所率の向上であります。

健診結果説明会の来所率は、平成28年度は50.1%、平成29年度は50.8%、平成30年度は52%と増加しており、平成30年度に来所者のうち43.6%は新規及び昨年未来所の方でありました。

結果説明会に来ていただくことにより、自分自身の健康状態を把握して、生活習慣を見直す機会ができたと考えております。

今後の課題といたしましては、健康マイレージ事業は、楽しみながら健康づくりに取り組むことで、健診受診率の向上を図ることを目的としているため、町民の皆様が関心を持てるような事業内容の検討や周知に努め、ポイント達成率を向上し、健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、子育て支援の拡充についてであります。美幌町におきましては、安心して子育てができるため

に、母子保健法に基づき、各種健康診査や家庭訪問を実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげているところであり、子供を欲しいと望む方の経済的負担軽減のため、今年度より北海道不妊治療の助成費用を超える治療費については、15万円を上限に町での助成も開始しているところでありま

す。また、保育料については、国基準の7割程度とし、多子軽減の上限年齢の引き上げや3歳未満児の一部無償化を実施しており、昨年8月からは、子ども医療費助成事業の通院に係る対象枠を就学前から中学生まで大幅に拡大して、子育て世帯の負担軽減を図っているところでもあります。

お尋ねの子育て支援の拡充についての考え方ではありますが、子育て世代に対する支援は重要課題であると認識していることから、各種施策の推進、充実に努めてまいります。

新規に予定している事業としましては、疾病の早期発見と子育て環境の変化やニーズの多様化に対応するために、新生児聴覚検査や産後2週間健診、1カ月健診の費用助成や、産後の母親の心身のケアや授乳指導を目的とする産後ケア事業を実施いたします。

予防接種事業においては、定期予防接種のほかに任意接種であるおたふく風邪ワクチン、ロタウイルスワクチン接種費用の助成も行うこととしております。

また、現在、子育て世帯を対象とした子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しており、この結果を踏まえた第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画を策定した中で、今後の子育て支援施策を推進していく予定であります。

今後とも、安心して子育てができるために、経済的負担の軽減を図るとともに、保健、医療、福祉が連携して、切れ目のない支援により、子育て環境の整備や相談体制の充実に努めていきたいと考えておりま

す。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（加藤哲彦君）〔登壇〕 坂田議員の御質問に答弁をさせていただきます。

スマホ依存症についてであります。現在、携帯電話やスマートフォン等の情報機器の普及が急速に進んでおり、小中学生がスマートフォンを所持する割合も増加傾向にあることが推測されます。

昨年、厚生労働省研究班が発表したインターネット使用に関する調査結果では、インターネット依存が疑われる中高生が全国で93万人以上に上るとの推計値が示されました。

この数値については、平成24年調査時の51万人から5年間でほぼ倍増となり、生徒の割合では、中学生男子で10.6%、中学生女子で14.3%となっており、増加の要因としては、スマートフォンを使ったゲームや会員制交流サイト、SNSの普及が背景にあると考えております。

また、平成29年度に実施された全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の結果では、携帯電話やスマートフォンで1日4時間以上、通話やメール、インターネットをしている割合は、美幌町の小学6年生で11%、全国平均3.8%、中学3年生で15.1%、全国平均9.5%と、全国平均を上回っている状況であります。

スマートフォンなどのインターネット接続機器は、今や生活をする上で非常に便利なツールとなっておりますが、児童生徒が長時間使用することで、睡眠時間の減少による集中力の欠如や心身の不調など、健康面への影響を招く要因となることから、児童生徒においては、インターネットの特性を理解するとともに、このような機器をうまく活用する能力が求められており、各家

庭におけるルールづくりが必要であると考
えております。

各学校においては、スマホの持ち込み禁
止を原則としているほか、ネットトラブル
防止教育の一環として、美幌警察署の協力
をいただき、ネット安全教室を開催するな
ど、携帯、スマホの正しい利用方法と、ネ
ットトラブルや健康被害の危険性などの指
導を行っております。

また、保護者に対しても、PTA総会や
学校だよりなどを通じて、家庭でのルー
ルづくりや生活リズムの確立を呼びかけるな
ど、保護者への理解と協力を求めることと
して、啓発活動を行っております。

教育委員会としましても、PTA連合会
との共催による携帯電話安全教室を開催す
るなど、有害情報の危険性や対応策などに
ついて、啓発活動に努めているところで
あります。

スマートフォンの使用にまつわるマナー
やルール、トラブルに関する責任は、その
機器の購入と使用を認めた保護者にある
ことが基本と考えますが、使用方法によっ
ては、学力低下や友人間のトラブル、犯罪
被害などの大きな問題につながることに
なると、今後においても、家庭と連携した
正しい使い方やルール、マナーを身に付
けるとともに、的確な判断ができるよう、
情報モラル教育の充実や家庭と連携した
ルールづくりの啓発活動に努めてまいり
ますので、御理解いただきますようお願い
いたします。

以上、答弁いたしましたので、よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子
さん。

○9番（坂田美栄子君） それでは、健康
マイレージ事業についてから、再度質問
させていただきます。

今答弁いただきましたように、町独自の
取り組みも含めて、頑張っていること
については理解をしているところであり
ます。

この健康マイレージ事業というのは、も
ともとは町民の健康づくりの事業という
ことで、自分の健康度を意識して、体の
変化に気づいて、早目の健診、治療に
よって、楽しく、生きがいがあり、元
気で充実した生活を送れることを目的
としておりますけれども、近年は、がん
の死亡率が依然として高く、次いで、
心疾患ということになっておりますが、
この事業を導入したことにより無関心
層の受診が少しでもふえていることに
喜びを感じているところでもあります。

一定の成果が上げられていることにつ
いては理解をしているところですが、た
だ、参加をしている人の数値で言えば、
まだまだ納得のいく数値とは言えない
と感じているところでもあります。

情報の提供の仕方について、また、行
動を支える協力者という意味で、今後
の取り組みについての新たな考え方が
あれば、お聞かせいただきたいと思
います。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） 御質問
の今後の取り組みについてであります
が、今年度、町単独の周知ということで、
健診の折り込みチラシの裏面に健康
マイレージ事業ということで印刷をさ
せていただきました。裏面の印刷とい
うことで、その折り込みチラシが皆
さんの目にとまったかなということで、
周知不足ではあったと考えており
ます。

この町の健康マイレージ事業が、多く
の皆様はまだ定着していないという
ふうにも感じておりますので、町が
こういう取り組みをしながら皆
さんの健康づくりを支えて
いますということをもっと周知が
できるよう、次年度も健康マイ
レージということを中心
に、皆さんに町が
こういう取り組みを
しているということをお
伝えし、健診を
受けてみようかな
というお気持ちにな
っていただければ
と思います。

まずは、多くの皆様に周知をしてい
きた

いということで、平成29年度から開始しまして、まだ年数もたっていないということもありますので、広く皆さんに周知を図っていきたくと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 町民の皆様は、健康にはかなり意識を持っていると思ってます。今回、答弁の中にもありましたように、新規の方がふえているということは喜ばしいことですが、まだ健康マイレージに対する認識が薄いと思っていますので、町民の人たちが気軽に参加できる、また、継続的に取り組めることがポイントになるのではないかと考えております。

ですから、現在は一人一人のカードによる取り組みになっておりますけれども、例えば、家族単位での取り組みで、その中には子供たちが入ってもオーケーということであれば、家族全体で楽しみながら取り組めるので、それも一つの方法かと考えております。

もう一つは、現在、ポイント制で賞品が当たるということですが、その賞品は選べないということもあって、例えば、町内の商店で還元できれば利用者の拡大も考えられると思いますので、新たな取り組みとして、そういうことも考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今、新たな御提案として、家族カードの取り組みや、その他の町内の賞品との取りかえという御提案をいただいたところでございますが、先ほど1回目の答弁でお話ししたとおり、ことし、平成31年が3年目という形になり、その評価としては、やる気というか、きっかけづくりにはなっているのですが、新規に広がっていないという部分もありますので、ことし30年度が通年で一回実施しましたので、ことしも一回様子を見まして、その後、今言いました部分でできるも

のから取り組んでいきたいと思っております。

新たな対象者をいかに広げるかという部分につきまして、きっかけづくりだけではなくて、このポイントを付与する考え方や、これがいかに健康づくりにつながるか、医療費の軽減につながるか、費用対効果も含めまして、いろいろなところを研究させていただいて、できる限り多くの方に健診を受けていただき、医療費の縮減につながるような運動としていきたくと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） この健康マイレージで参加者がすごくふえている自治体もありますが、そういう自治体のお話を聞きますと、やはり、いろいろなポイントを受けられる種目、そういうものをふやしているところと、今、私が話をしましたように、家族で取り組めるというところ、あとは、何回も同じことを言いますが、町内の商店を利用できる、そういうポイントがたまったら使えるという、近くのもので自分が好きなものと交換できるという意味で利点があるというところが、そういう事業に参加している人がふえているというのは事実としてあります。今後、新たな取り組みとして、そういうことも考えていただけないことですので、そのことについては前向きに検討してもらえることを望みながら、この質問については終わらせていただきます。

次に、子育て支援の拡充について、再度質問をさせていただきます。

子育て支援については、全くやっていないということではないと認識はしております。ただ、毎年、子供の出生が減少しているという現実があります。

この減少を町長としてはどのように感じているのか。これは時代の流れで仕方ない

と思っているのでしょうか。危機感を感じるによって、政策も変わってくるのではないかというのが私の認識です。

決して何もしていないということではありません。先ほど答弁いただきましたように、ほかの町ではやっていないことも、美幌では十分やっていることも理解はしています。ただ、現実には毎年減少していることをもっと重く受けとめていただきたいのです。

町長から、子育て支援については総合的に環境整備をしていかなければならないことは十分承知しているという答弁をいただいておりますけれども、子育てで美幌のまちを選んでもらえるような、そういう支援策が必要ではないかと思えます。

ほかの自治体でも出生数が伸びているところ、それから、子連れの家族が移住してくるところは、子育て支援に手厚い環境整備をしていることは間違いありません。そういった中で、美幌のまちもまだまだ改善するところがあると思えます。そういう意味では、子供を預けて安心して働ける、安心して生活できる環境の整備があるのではないかと思えます。

子育て支援は重要課題と認識されておりますけれども、医療費助成の通院費の対象枠の拡大、それから、今年度については、新生児聴覚検査、産後2週間健診、1カ月健診の助成などが盛り込まれておりますけれども、そういうことも含めながら、まだまだ子育て支援でお母さんたちが希望される、そういうものが残っているのではないかと考えています。

例えば、近所に小さい子供を持つ家庭というのが今はほとんど見られなくなってきて、そういう家庭がどこにあるかもわからない状況で、子供たちと親と交流をしたいと思ってもそれができないということとか、それから、子育てに悩む親たちがストレスを発散する場所もなく、そういう機会にもなかなか出会えないということで、子

供たち、親たちのリフレッシュする場も必要ではないかと考えているところであります。

そういう場の提供も子育て支援に必要なことではないかと思えますので、そのことについて考え方があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 去年は91名ということで、非常に危機感を持っております。危機感を持っているということは、やはり人口が減少していく大きな要素の一つとして、なかなか子供が生まれないという状況があります。一方で、亡くなる方が非常に多いというようなこともあります。さらには、追い打ちをかけるように、美幌から出ていく方が多かったり、あるいは、入ってくる方が少ないというようなことで、社会的な動態、あるいは、自然的な動態、両方とも今は差引きで三角の状態になっているということで、非常に危機感を持っております。

一方、危機感を持ちながら、女性に対して、男性に対してもそうなのですけれども、若い御夫婦に対してなるべく子供をつくってくださいと言っても、なかなか難しい状況にあります。いずれにいたしましても、若い世代のいろいろな話を聞きながら、その中から政策として実現できるものを順次やっていくしかないのではないかと考えております。

今、リフレッシュの場の提供も必要ではないかというお話がありました。やはり、リフレッシュする場も必要ですし、何より、出会って結婚して、子供ができてということが一番の幸せなのだと感じられるような家庭づくりを我々としてはやっていかなければいけないという思いをしているところでございます。

いずれにいたしましても、総合的な力が働かないとなかなか難しいと思えますので、全体的に押し上げるような形をぜひと

もとっていきながら、子育て、あるいは、子供さんを支援するというか、子育て世代を支援し、拡充していくというようなことをぜひとも進めていきたい、そんな思いでおります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 出生数の減少によって危機感を感じているのは、私だけではなく、町長も同じだということは理解をしております。ただ、他の自治体では、子育て支援に手厚い政策によって、出生数が増加しているということも御存じのことと思います。

その手厚い政策というのは、国の基準で子育て支援の補助をするだけでなく、町独自のそういう政策によって、子供の出生数、それから、子連れの家族がふえてくるという状況もあるという自治体がかなりふえてきています。

そのような中で、子連れの家族が美幌に来て住んでもらうために、例えば、住宅のあっせん、低家賃であっせんをするとか、そういうことも一つの方法だと思います。現在は、若い親たちにとっては給料も上がらず、物価上昇によって生活費の増加、追い打ちをかけるように10月からは消費税増税ということになりますと、ますます子供の出生数が減少していくという危機感を持っています。

そんな中で、子育てにかかわる、例えば保育料、児童手当、それから、医療費扶助、そういうものにも差をつけないで、美幌ならではの独自の政策があってもいいのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 独自の政策があってもいいと思います。いいと思いますが、ただ、これは一つのポイントだけ、ここだけをやって全体的に子供がふえていくかというのは、なかなか難しいのではないかと思

っています。それは、全体的な施策を子育て対策あるいは子育てに関するあらゆる政策を全体的に押し上げていかないと、なかなか総合力は発揮できないのではないかなという思いをしているところでございます。

そんな中、今、住宅への助成だとか、いろいろ新しい提案がありましたけれども、それだけをやれば子供がふえるかということ、なかなかそうではないのではないかと、いずれにしろ、全体的に総合的な力を働かせていかなければ難しいと思いますので、それについては御理解をいただきたい、そんな思いであります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） いつも、答弁をいただくときには、全体的にというお話をいただいております。ただ、本当に危機感を持っているとすれば、ポイントをどこに置くかということも大事な政策の一つだろうと思うのです。

というのは、今、出生数が少なくなってきて、若者も美幌のまちからどんどん減っている、そういう状況の中では、いかに美幌のまちに来ていただいて住んでもらうか、そして、子供を安心して育ててもらうかというところをポイントに置かないと、なかなか総合的にとなると、美幌のまちを選んでもらえない。そういうものではないかというふうに思います。それが政策だと思うのです。

成功しているまちは、やはり、どこにポイントを置くかということ、その子育て支援に力を入れている。子供に関しては、そのまちに来て住んでもらう、そのまちに来て子供を産んでもらう、そのまちに来て働いてもらう、そういうものをきちんと整備しているというのが成功している自治体だと思うのです。

美幌のまちも、まだ働ける場所がある。それから、若い人たちもまだ残っている。

そういう中では、美幌のまちを活性化させるためには、いかに子供に支援をして若い人たちを取り込むか、親子で来てもらって住んでもらうか、そういう政策が、私は大事ではないかなと思っています。

近隣のまちよりも美幌に行けば安心して子育てができる、安心して働けるという、選ばれる美幌のまちにするためにどうするかというところにポイントを置かなければ、なかなか子供もふえない、それから、若い人にも来てもらえない、出ていく数が多くなるということにつながっていくと思いますので、先ほど説明をいただいた子ども・子育て支援事業計画、それを平成32年度に作成しながら、それから取り組むということでは時期を逸するのではないか、やはり、こういう政策というのは、早目早目に取り組んでいかないと、計画ができて、それから実施した段階では、美幌のまちは、もっともっと人口が減少して出生数もかなり減少していくという危機感を持っています。

そういう意味では、やはり、時期を逸しないで、町の政策として、選ばれるまちとしてどんな魅力を持たせるかというところが政策のポイントではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今おっしゃっていることは、多分、私と同じようなことを言っているのだらうと思いますけれども、総合的な力でなくて、ポイントでやっていくべきだというところがちょっと違うのかなというような思いをして、今聞いておりました。

合計特殊出生率がことしは1.20ということで、これは多少年度によって増減はありますけれども、平成28年から平成29年に至って0.2ポイント下がっていますし、平成30年に至っては0.1ポイント下がっているということでもあります。要するに、それぞれの階層に応じて産む数が少な

いというようなことだろうと思います。

そんな中、どういった施策がこれらに対するポイントになるかということで、これはなかなか難しい問題だと思いますけれども、我々としては、やはり、若い人の発想を聞いたりしながら、それをいかにして政策的に取り込んでいけるかということがポイントになるとと思いますので、多分、今、職員はこの放送を聞いていると思いますので、若い発想でこういうことも必要ではないかというようなことをしっかりと訴えていただきたいと思います。

また、我々は孫がいる世代ですけれども、これらについても、やはり、次の世代をどうつくっていくかという大きなポイントになるとと思いますので、そういったこともしっかりとやっていかなければいけないのではないかと思います。今聞いていて、そういう思いに至ったところでございます。

あとは、若い世代の要望なりをやはりしっかりと聞いて、それをどのような形にしていくかというところがポイントになってくると思いますので、そういうことで御理解をしていただきたいという思いであります。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 美幌でも、一人っ子ではなくて、2人目、3人目と産まれる家庭も今ふえてきている状況にあります。国の政策としては、2人目、3人目のところで補助率はあるのですが、やはり、美幌で2人も3人も産んでくれるというところでは、もう少し具体的に政策として、安心して2人目、3人目を産める状況をつくっていくのも政策ではないかと思います。

そういう意味では、今までもずっと年々減少してきているこの出生数をこれからふやすことはなかなか難しいとは思いますが、現状維持、せめて現状維持できる

ように政策をきちんととっていくべきではないかと思っております。行政は継続されておりますので、そういったことを、今、美幌の行政マンはすばらしい頭脳の持ち主がたくさんいますので、そういう人たちの知恵とアイデアと、それから、早期に取り組むという、そういう姿勢をしっかりと示していただきたいと思っております。それをやっていただきたいという思いを込めて、この質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今お話があった第2子、第3子も、今年度については、落ちぎみなのです。これは、どちらかというところ、第2子、第3子、第4子になると、だんだん減ってきているというのが現実問題だと思っております。

そんな中、では、どうするかということなのですけれども、私は、最初に総合的なことをいろいろやっていかなければならないのではないかとこのお話をさせていただきました。そして、特にこれから、若い、今、子供がいない、あるいは、新婚の家庭にいかんして産んでいただけるかというところは、やはりこれからのポイントになるのではないかと考えています。

そんな中、町としてもいろいろなことを今までやってきました。出会いの場をつくらしたり、そして、結婚して子供ができたなら母親に対する支援だとか、いろいろやってきました。そして、生まれたら、生まれたことに対して、いろいろやってきました。これからも多分やり続けていくと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、これは、やはり僕は総合的な力を発揮していかないとだめだろうと思っております。

そして、その中で、若い人の意見を取り入れた中で、政策的にどう取り入れていけるか。そこがポイントになると思っておりますので、余り多額になると時間がかかったりしますけれども、すぐやれるものについてはしっかりとやっていきたいという思いであ

ります。私のほうは、そのように考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今の質問はこれでやめようと思ったのですけれども、ただ一言だけ、美幌のまちで第2子、第3子以上はちょっと難しいかもしれないけれども、生まれてくるということは貴重な存在だと思っております。貴重な家庭だと思っております。

だから、そういうところを大事にさせていただいて、そこに対する手厚い政策、そういうものが絶対必要だというふうに思っておりますので、そのことを考えていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

これについては、答弁はなくても結構です。それは、町としての大きな希望だと思っております。

最後に、スマホ依存症について質問させていただきます。

スマホ依存症については、先ほど具体的に答弁いただきましたので、これ以上質問することはないかなと思ったのですが、思いとして、スマホは私たちの生活にはなくてはならない必需品だとは思っておりますけれども、子供たちがスマホを利用している確率が想像していた以上に高いのには驚きました。

原因としては、ゲームに頼る確率が多いのか、あるいは、いじめや無視などがあって、その場で直接向き合えずにスマホに向き合ってしまうことが多くなる場合があるということも理解をしております。その原因を知ることで解決できることもあるのではないかと考えています。

答弁の中にもありましたように、スマホ依存によって、学力の低下はもちろんですが、体の異常もあらわれてきています。特に、ブルーライトという光によって興奮状態が続いて不眠症になったり、背中を丸めた姿勢で使い続けるので内臓にも影響が出

たり、首、背中、腰に不調が出るストレートネックが問題になっています。

また、一番問題だと思われることは、コミュニケーション能力がどんどん低下していくということです。コミュニケーション能力の基礎をつくるべき時期にある10代の若者には、特にスマホ依存症は大きな問題となってきております。

また、犯罪被害などに巻き込まれる可能性も出てきております。学校、家庭で十分話し合いをされているとは聞いておりますけれども、子供たちにもしっかりと認識をさせて取り組むことが一番大事ではないかと思えます。

家庭の中においては、親の言うことを聞いてもらえないという意見もたまたま聞かれています。この依存症が病気として取り扱われるようになりまして、この依存症の恐ろしさを子供たちにしっかりと認識させることが大事ではないかというふうに思いますが、このことについて考え方があればお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） スマホ依存症の関係でございますが、答弁させていただいたとおり、年々増加傾向にあるということで、内閣府の調査の中でも、昨年調査した結果によりますと、小学生の平日1日当たりの平均利用時間が前年度よりも21分ふえていて、中学生でも15分伸びているという状況にあります。

そのような中、いろいろなトラブルが起きているという状況でございますが、基本的に、ネットやスマホのトラブルについては、学校外で行われているというところで、学校だけではなくて、地域、家庭で取り組みをしていくことも重要ではないかなというふうに考えているところでございます。

まずは、保護者がスマホの利便性、それから、危険性を十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断していただきまし

て、携帯電話を持たせる場合には、家庭でスマホなどの利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用状況を把握して、学校、家庭、地域が連携して、身近な大人が児童生徒を見守るという体制も必要ではないかと考えているところであります。

今のところ、スマホ依存症に対する有効な対策についてはございませんが、引き続き、保護者を初めとする関係者に対しまして、有害情報の危険性、それから、対応策についての啓発活動を積極的に行っていきたいというふうに考えておりますし、児童生徒に対しましても、情報モラル教育の充実、それから、家庭と連携したルールづくりの啓発について努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 今答弁いただきましたので、しっかり取り組んでいただければと思っています。

現在では、物心つくどころか、2歳ぐらいからスマホを持って親が子守りをするという時代になってきておりますので、スマホの使い方というのは、もう小学生の低学年のうちからしっかりと覚えているのだらうと思います。だから、そういう家庭の中での約束事、ルールづくりなのですけれども、それも、うまくいっているところ、いけないところがありますので、小さいうちからいろいろなところで情報を提供しながら、依存症にならないように取り組んでいただくのも一つの方法かなと思っています。

依存症になってしまってからではおそいというのがありまして、先ほども申し上げましたように、スマホの依存に走る原因として典型的なのは、やはり人間関係のトラブルと言われております。ですから、そういうところもしっかり理解をした上で取り組んでいただければと思いますので、そう

いう問題点が出てくるとすれば、事前に察知をして、解消方法なども考えていただくということで、しっかりとした、そういう依存症につながらない取り組みを今後とも続けていただきたいと思います。

現在もそういう取り組みをしていただいておりますので、これ以上しつこく申し上げることはありませんが、継続して、そういう取り組みをもう少し強くしながら続けていっていただければと思っております。

これで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、9番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、13時15分といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕 それでは、私のほうから、役場新庁舎完成後の保健福祉総合センター及び、分庁舎と書きましたが、役場別館の有効活用について、それから、2点目はSNSを活用した町情報の発信について、2項目について順次質問いたしたいと思っております。

1点目の新庁舎移転後の空きスペースの活用の考え方についてであります。

平成33年4月役場新庁舎移転後、保健福祉総合センター及び役場別館の空きスペースを具体的に活用するため、町として利用を希望する関係団体等とどのような協議を重ねられているのかをお尋ねいたします。

2点目は、SNSを活用した町情報の発信についてであります。町の活動情報を発信、共有、拡散するための町主催SNS

教室の開催についてであります。

総務省が行っておりますメディアの利用時間と情報行動調査（2017年11月）によりますと、13歳から69歳までの1,500人を対象に実施しておりますが、ラインは76%、フェイスブックは32%、ツイッターは31%、インスタグラムは25%が利用していると公表されています。

同調査によりますと、日本における月間利用者は、ラインで7,800万人、ツイッターで4,500万人、インスタグラムで2,900万人、フェイスブックで2,800万人とされています。

美幌町ホームページでもフェイスブックを利用し、町内の多様な活動情報を発信する取り組みをしております。美幌町の魅力、自然、景観、食、イベントなど、簡単な言葉と写真で多くの町民の皆さんから情報発信をしてもらうことは、美幌町のPRに極めて有効な手法と考えます。「どここに行ってきました」、「何々がとてもおいしかった」、「雰囲気がとてもすてきでした」など、幅広い世代の方が感想などを書き込んでいます。

情報社会では、社会的なつながりを提供するサービスとして、四つのSNS、ライン、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムを積極的かつ有効に活用することで、我がまちの情報の発信、共有、拡散ができます。

そこで、町民の皆さんが愛用するスマートフォン、タブレットなどを所有する町民を対象に、町主催でSNS活用教室を開催し、利用方法や上手な写真の撮り方など、専門家に講師を依頼することも考えられますが、今後どのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 上杉議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

新庁舎完成後の保健福祉総合センター及

び分庁舎の有効活用について、新庁舎移転後の空きスペースの活用の考え方についてであります。役場新庁舎につきましては、2021年、平成33年5月の供用開始に向け、現在、実施設計や執務環境計画などの準備を進めております。

新庁舎には、保健福祉総合センター内で執務する民生部の一部及び社会福祉協議会、美幌町地域包括支援センターの両団体、また、役場庁舎別館の経済部と美幌町農業委員会を新庁舎に集約、移転させることにより、来庁者の利便性の向上や総合相談機能の充実が期待できるとともに、組織内の連携強化が図られていくものと考えております。

御質問の空きスペースの活用の考え方、利用を希望する関係団体等との協議についてであります。現在、他の町有施設を活用されている団体に、保健福祉総合センター、または、役場庁舎別館への移転を打診しているところであります。

保健福祉総合センターにつきましては、条例で定められております町民の健康づくりと生きがいづくりを図るとともに、地域保健福祉活動を効果的に推進することを目的としている団体に対し、移転に係る可能性の有無について状況を説明した中で、意向や意見を聴取しながら協議を進めているところであります。

また、役場別館につきましては、立地や駐車台数などの条件に支障がない団体に対し、同様に協議を進めているところであります。

協議内容につきましては、いずれも、移転後も業務を円滑に行うことが可能であるかなどが主であり、2021年、平成33年の新庁舎供用開始後は、速やかに空きスペースを利活用できる環境を整え、さらには、老朽化している施設の縮減が図られるよう、引き続き万全な準備で取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、SNSを活用した町情報の発信について、町の活動情報を発信、共有、拡散するための町主催SNS教室の開催についてであります。より多くの皆様に美幌町の情報や魅力をPRするには、情報発信力の強化に努めていく必要があります。特に、SNSは広く社会に認知された情報ツールであり、情報を発信する際の有効な手段として注目されております。

開設者の一方的な情報発信であるホームページに対し、SNSは、双方向での情報の発信・受信が可能で、ユーザー、利用者を通じて最新情報の拡散を期待できることから、その宣伝効果は大きく、災害発生時の情報伝達手段としての活用も高まってきております。

また、議員の御指摘にもあるように、町民の皆様や来町される方々が、SNSを利用し、美幌町の情報や魅力を広く発信していただいていることは大変ありがたく、その波及効果についても認識しているところであります。

一方で、SNSにつきましては、個人情報流出を初め、投稿内容がトラブルや犯罪に発展する危険性もあるため、安心して利用できる環境の整備が課題となっております。

御提案のSNS活用教室の開催につきましては、社会教育事業としての講座形式での開催、まち育出前講座のメニュー追加など、団体やグループの活動を町が支援する取り組みを検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、1点目のしゃきっとプラザ及び役場別館の有効活用について再質問させていただきたいと思ひます。

保健福祉総合センター及び役場別館の空

きスペースの利用に関しましては、現在、ほかの町有施設を利用している関係団体に移転打診中との答弁でしたが、まず、そこで、保健福祉総合センターについてお尋ねしますが、団体とどのような内容を協議されているのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 保健福祉総合センターにつきましては、まず、今、公共施設を利用している福祉団体、障がい者団体等に、こちらの保健福祉総合センターの空きスペースの利用についてお話ししています。

また、実際に今お話をしているのはゆうあいセンターということで、老朽化している施設でありますので、今現在、雨漏りや照明器具等の不具合も起きています。ですから、最低限の補修をする中で、こちらの保健福祉総合センターがあいたときには、現在の建物が大規模改修をする予定がないので、ほかの公共施設に移ってもらうことも含めてお話をし、ゆうあいセンター自体がそれほど長く使えない施設であるということで一定の理解をいただきまして、あいている公共施設のほうに移転していきたいということでの協議をさせていただいているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今の答弁で、しゃきっとプラザにつきましては、現在、障がい者団体、具体的にはNPOの美幌えくぼ福祉会なのだろうと思えますけれども、その部分について、どのような利用をするかについて調整しているということでございますが、御存じのように、えくぼ福祉会というのは、町内の障がい者の方を受け入れてまして、年々登録者がふえているという状況にあります。

それで、実際に仕事内容としましては、しゃきっとプラザの施設の清掃を初め、町

内外から受託をした作業をしゃきっとプラザの中で行っているということで、現在も本当に障がい者のいわゆる活躍する場として有効に活用されておりますが、現状では、作業するスペース、あるいは、休憩するスペースが非常に狭くて、必ずしも十分ではない中で頑張っているところでございます。

そういった現状を考慮した中で、空きスペースをどのように町側のほうで提供しながら就労あるいは作業環境を改善されようとしているのか、その辺について詳しくお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今、えくぼ福祉会についてのお話がありましたけれども、利用者の方も年々ふえて、現在、保健福祉総合センターを利用されておりますが、非常に窮屈な状況になってきていることはこちらのほうでも把握しているところでございます。

一応、要望としましては、施設の立地のこともありますし、使用できる面積、あとは、会員の車での利用もありますので、駐車場等のスペース等も含めまして、各団体からいろいろな要望を聞いた中で、町であいている施設についての情報提供をしまして、その辺ですり合わせをしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 先ほど、ゆうあいセンターが非常に老朽化しており、この先、長く使えないということで、現状でも雨漏りとか、建物に不具合があるというようなことで、そこの団体の移転も視野に入れているということでしたけれども、今、現実にえくぼ福祉会がしゃきっとプラザの中で先ほど申し上げたような活動をしておりますので、ほかの団体も、もちろん町のほうで調整しながらどういうふうに入れていくかということの後ほど伺っていきたい

と思いますけれども、当面、えくぼ福祉会が先ほど言ったような作業環境をさらに改善していくという上では、どのスペースを町のほうとしては提供しながら、そういう改善を図ろうと現状考えられているのか、その辺を差し支えなければ、お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 具体的には、あくスペースというのは、2階の事務室の部分と、社会福祉協議会、包括支援センターの入っている部分については利用できると考えておりますが、そういう部分も含めまして、えくぼ福祉会だけではなく、ほかの団体等の要望も聞きながら調整を進めているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） えくぼ福祉会が、しゃきっとプラザ開設以来、ずっと入っていて、障がい者の皆さんの就労機会の拡大、障がい福祉の向上というような趣旨からNPOとして活動しているわけですが、総合振興局の福祉団体の運営状況等の指導監査の中では、作業環境とは別に、休憩スペースを確保することが望ましいという指導を受けているというふうに私自身も聞いています。

ですから、こうした現状を考えた場合に、先ほど答弁のありましたスペースについて、やはり作業スペースと休憩スペースというのを別々に確保して、障がい者の皆さんがよい環境の中で就労に当たれるというようなことを、私は検討が必要だと思っておりますが、その辺について、町としてどのような考え方をお持ちでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 保健福祉総合センターにつきましては、条例の目的であります地域保健福祉活動を効果的に推進するということと、高齢者、障がい者の健康寿命の推進と生きがい活動ということでご

ざいますので、そちらの事業が円滑に進められるようには考えておりますが、実際、今お話のありました作業スペースと休憩スペースの指導については、まだ私どもでも把握していないところがあります。そういう指導を受けているのであれば、そういう分離が必要な部分の要望を受けた中でスペースを考えていきたいというふうに考えてはおります。

ただ、こちらのえくぼ福祉会だけではなくて、ほかの福祉団体で、今、ゆうあいセンターを使っている団体等につきましても、同じように公平にお話を聞いて、そういう公共施設の提供ができるものについては、提供していきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も、えくぼ福祉会にヒアリングして、そういうことが望ましいというような指導を受けているというお話を聞いておりますし、えくぼ福祉会が最初からいるから優遇してくださいということではなくて、私ももとは勤めていた関係から、しょっちゅう、しゃきっとプラザに足を運ぶときに、やはり、障がい者の皆さんの作業環境を見ると、非常に狭隘な中で本当に御苦労されながらやっております。

それから、美幌町だけではなくて、津別町や大空町の障がい者も受け入れながら活動しているという面もあって、非常に手狭になっているという状況は民生部長も十分承知していることだと思いますし、障がい者の就労にとっては、非常に重要な拠点でありますので、ぜひ町もそういった関係団体のいろいろな要望等をしっかり聞いた中で、それぞれ移転によって従前より活動がしやすくなったというよう改善がされるよう取り組みを求めたいと思います。

次に、別館のほうのスペースの活用ということなのですが、これは、立地や駐車台

数などの条件に支障がない団体と協議中ということで、先ほどのゆうあいセンターの団体が対象になるのかはわかりませんが、今、行政財産になっているわけです。

しゃきっとプラザの場合は、当然、先ほど答弁にありましたように、目的に沿った団体でなければ自由に誰でも使えるわけではないことは十分承知しておりますけれども、別館の扱いというのは、今後、先ほど言ったような、ゆうあいセンターの団体だけなのか、それとも、それ以外のところも含めて広く利活用をされようとしているのか、その辺の考え方がありましたら、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 役場別館の後の利用方法でございますけれども、今、議員のおっしゃるとおり、行政財産になって、公有財産になってございますので、これは、別館の職員の移転後については、普通財産に変更する予定で今現在考えてございます。

移転団体につきましては、ゆうあいセンターの団体もそうでございますけれども、先ほど出てございましたえくぼ福祉会、これもスペース的に狭いという話がされてございます。それで、ワンフロアで広い敷地といいますか、面積が必要なのかも含めて、ここの団体とも、しゃきっとプラザに限らず、役場別館も含めて検討していきたいということで、それぞれ、えくぼ福祉会にとっていい方向の中で、移転先については確保していきたいというふうに考えてございます。

それで、さまざまな団体と協議をしている中で、役場別館、あるいは、しゃきっとプラザに移転が困難な団体も出てこようかと考えてございます。これらは、今あります公共施設の中で空きスペースのあるところも含めて、総体的にどういったところに移転することが可能なのかを含めて、広い

角度から、今検討をしている最中でございます。それらを詰めていった中で、最終決定をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 別館の活用の仕方について、概要はわかりました。

そうすると、最終的には普通財産に変更した中で、ゆうあいセンター、あるいは、えくぼ福祉会も含めた団体と今後調整しながら、最終的に結論を導くということで受けとめたいと思っております。

ところで、今、総務部長の答弁の中に、例えば、ゆうあいセンターから出て吸収し切れないような場合について、他の公共施設の中で移転していただいて、老朽化している施設の縮減も図りたいという答弁でしたので、ゆうあいセンターについては、できるだけ早いうちに使わない状態に縮減していくということで、基本的には、この移転に際して、あそこに入っている団体が、しゃきっとプラザ、あるいは、別館を含めて、全部移転されるという受けとめ方でもよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほど民生部長が答弁しましたように、ゆうあいセンターが相当老朽化をしてきているということで、大規模な修繕をしないと、この先、なかなか使用には耐えられないだろうと考えてございます。

それで、今、ゆうあいセンターに入居している団体については、庁舎の建てかえに合わせて、全て、別館としゃきっとプラザに限らず、移転をしていただくような形での協議を進めた中で、早急に、役場庁舎が完成した後は速やかに移転をいただいて、あそこの利用者がなくなるというような形で、進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん

ん。

○4番（上杉晃央君） 念のために、私は全部の団体名を覚えているわけではございませんけれども、ゆうあいセンターに今入っている団体名を、どういう団体があるのか、名称を御答弁いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今御質問のゆうあいセンターを利用している団体でございますけれども、下からいきますと、シルバー人材センター、ワークセンターびぼろ新町あすなろです。これは、社会福祉法人北海道療育園が運営しております。それから、地域活動支援センターよりみち、これは美幌えくぼ福祉会が運営しております。それから、母乳育児相談室ピア、美幌地区保護司会、以上の5団体が利用している状況でございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） あそこの面積などはわかりませんが、恐らく、今の団体が全てこのしゃきつとプラザと役場別館に入ることは難しいことなのかと思えます。

先ほどの答弁では、他の公共施設への移転も含めということですので、もう一度確認したいと思えますが、役場の新庁舎移転の時期に合わせて、これらの今利用している団体が、それぞれの公共施設の中に全て同時期に移転をされるというふうな受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 移転日が一緒になるかどうかは別として、新庁舎が完成した後については、ゆうあいセンターを全て公共施設としては利用しない形で考えておりますので、全ての団体について移転を了解いただいて、話を聞きながら、それぞれの団体にとってふさわしい施設に移転をいただくということを考えてございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） わかりました。

まだ移転まで時間的には2年間の猶予はありますけれども、ぜひ、今それぞれ協議している関係団体の意向を十分酌み取っていただき、また、普通財産にした場合に、いろいろな改修をしたりするための費用負担など、そういう部分の負担とか、そういったことも当然協議してくるようになるかと思えますので、ぜひ利用団体の意向を十分酌み取っていただいて、それぞれの団体が移転して非常によかったということになるように、ぜひ行政側のほうで誠意を持って対応していただくということで、この質問を終わりたいと思えます。

次に、2点目のSNSを活用した町情報の発信について御質問をしたいと思えます。

答弁にもありましたように、SNSというのは双方向で情報の発信・受信ができる大変有効な情報伝達手段であると思えます。特に、皆さんの記憶にも新しいと思えますが、昨年発生いたしました胆振東部地震の際には、安否を確認する手段として大変重要な役割を果たしました。

例えば、私もラインをやっているのですが、ラインでは緊急の連絡網としてグループトークをすとか、あるいは、全員に現状を知らせる、位置情報を送信するなど、こういった機能があります。

それで、こちらは北海道庁のチラシなのですが、北海道庁も「SNSで発信！みんなに届け！北海道の元気な姿」ということで、私が今質問しているような媒体を使ってぜひ情報発信をしていただきたいというようなことで、これらを道民に配りながら情報発信に努めているところであります。

それから、これは北海道新聞に報道されたSNSの活用事例なのですが、室蘭市で昨年2月に市が開催しましたワーク

ショップに参加した市民の皆さんが、15人でいろいろ検討しながら、らんらん室蘭という組織を開設して、今、はやっております写真共有アプリのインスタグラムです。こういったものを使って、ハッシュタグ付きの投稿を実施して、ことし2月中旬で5,460件の投稿があったということで、室蘭市の有名な工場の夜景の姿だとか、定番の飲食店の料理だとか、日常の光景など、多岐にわたって、多くの個人や、あるいは、企業がハッシュタグを利用してあります。

今、事例として、北海道庁や室蘭市の事例を御紹介いたしました。このように、市町村における活用事例を、町では、以前調査をしたというような取り組みはございますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 調査をしたことはございません。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 正直に答弁していただきましたけれども、でも、そう言いながらも、町もフェイスブックで、いろいろな形で情報発信の努力をしています。

私もフェイスブックを使っているのですが、結構町民の皆さんだけではなくて、役場の職員の中でも、町が取り組む事業だとかイベントを情報発信する、町の事業でなくても、例えば、職員の方がやっている文化だとかスポーツ活動のいろいろな取り組みをフェイスブックで紹介するという取り組みをしております。これは、いろいろな方につながっていくと思います。

もちろん、私は日本語でしか情報発信しておりませんが、英語に翻訳して出せば、世界各国とさまざまな形でネットワークでつながっていくという媒体でもありますので、答弁では、町はSNSの活用教室に関しましては、社会教育事業として、いわゆる講座形式での開催とか、まち育出

前講座のメニュー追加など、今後、こういったことを求める団体やグループの活動を町が支援を検討されるということですので、前向きな姿勢を私は評価したいと思います。

先ほど、活用事例を調査したことはないということでしたけれども、インターネットを使えば、いろいろな自治体とか民間企業の取り組みの情報を入手することができると思います。そのことが美幌町の情報を発信、それから、共有、拡散するという、特に拡散するというので、町のPRに私は大きな効果をもたらすと思いますので、ぜひ、検討されるということでしたけれども、これはできれば平成31年度中ぐらいに、調査検討した上で方向性を出すとか、そのような判断ができますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） これらSNSを利用した情報発信というのは、美幌町にとって大変有益な手段であると考えてございます。

答弁書にもありますとおり、社会教育の事業を含めて、できるものから平成31年度中に取りかかりたいと考えております。恐らく、職員の中でもそういった意識を持っていただくことも必要だと考えておりますので、それらも含めて、平成31年度からできるものから順に進めていきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 一步踏み込んで、今年度中、できるものからということで、先ほど紹介した道新の2月20日の記事なのですが、これを読んでいくと、室蘭市では、広報むろらんで、先ほど御紹介したタグを使って投稿された写真掲載コーナーというのを広報紙の中で設けて、さらに紹介をするというようなことも行っています。

それから、ちょっと小さくて見えないの

ですが、インスタグラムを模したこういうパネルをつくったりしながら、室蘭市の観光協会だとか、道の駅にもこういう枠を置いて、写すと非常に見ばえのする情報発信の仕方等も利用者に呼びかけているということがあります。

この事例は、そんなにお金をかけなくても、顔が入るようなパネルをくり抜いて、ちょこっと情報を載せておけば、いわゆる写真映えするような、そういったものが取り組みとしてできますので、さらに、そういった取り組みの中ですばらしいものがあれば、インスタグラムのフォトコンテストとか、美幌町で一定期間投稿していただいたものをコンテストして、すばらしい紹介をしてくれた人を少しでも表彰するということで、美幌の情報を広げていって、美幌に行ってみたいとか、美幌でこんなおいしいものを食べたよ、あるいは、できたら美幌に行ってみて住んでみたい、このような投稿が参加した人の中から得られるようなそういう取り組みに、ぜひ平成31年度中に取組まれるということですので、そういう成果を期待したいと思います。

例えば、町がそういったことに取り組んでくださって、町民の1割である2,000人近い方が持っているスマホとかタブレット、いろいろな媒体を使って、一緒に勉強して、こんなこともできるのだということで情報発信者になれば、町にとってすごく大きな情報発信の媒体になると確信をしております。

町長、最後に、職員に対してそういった取り組みをぜひ強く求めたいというような町長の強い決意がもしありましたらお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 私も、このラインをちょっとやっておりますので、非常に便利だなと思っております。

今、ホームページを使って、いろいろな

取り組みをしておりますけれども、一方、罪といいますか、功罪というようにメリット・デメリットといいますか、デメリットのほうもあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、これは、日常的には我々の生活と切り離すことができないと思っておりますので、先ほど1回目に答弁させていただきましたけれども、社会教育、あるいは、まち育出前講座の中で、しっかりとした取り組みができるように持っていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 答弁書にもありましたように、こういう情報媒体ですから、本当に、利用の仕方によっては、犯罪に巻き込まれるとか、悪用するとか、そういった危険性がありますので、ぜひ先ほどお話があった社会教育の事業、あるいは、まち育講座の中で、参加した町民の皆さんに、このすばらしさのほかに、そういう危険性に対する指導とか、そういったことも町のほうでやっていただきながら、私は、そんなにお金をかけずに、美幌町の情報を拡散できるすばらしいSNSではないかと思っておりますので、平成31年度中、できることからということですので、ぜひ町の意欲的な取り組みを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） これで、4番上杉晃央さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、14時10分といたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順により発言を許します。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告をしております3点について、以下、質問をいたします。

一つは、国民健康保険税についてであります。

美幌町の国保税に今はありませんが、均等割の減免制度の創設についてお伺いいたします。

国保税の世帯の加入者数に応じて課税される均等割につきまして、各方面から、そもそも所得のない子供に課税する、この部分については廃止を求めるといことで、地方人としては共通しております。一斉に政府に対してこの部分の廃止を要請しているという状況でございます。

市町村によっては、子供の均等割減免、この制度策定も最近急激に広がっております。御承知のとおり、国保税は協会けんぽの1.3倍で、均等割廃止などで協会けんぽ並みの水準となることから、子育て支援が叫ばれる中、他の医療保険制度では非課税となっております子供への均等課税を廃止する、あるいは、均等課税は減免する方向の検討は、美幌町におきましても検討されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

あわせて、美幌町の18歳未満の国保加入人口及び減免対象段階ごとの人数をお示しいただきたいと思っております。

2点目でございます。

「国連家族農業の10年」についてお伺いいたします。

「国連家族農業の10年」への対応についてであります。

TPP11、日本・EU・EPA発効によりまして、美幌町はもとより、全道、全国の家族農業は深刻な打撃を受けつつあります。両協定ともに、国連が示す家族農業の保護・育成とは全く反対のものでありまして、美幌町として、家族農業の保護・振興・育成の立場から、いよいよ具体的な対

応が求められているというふうに考えます。

このことに対して、国や北海道からの具体的な対応方針があればお示しをいただいて、あわせて、「国連家族農業10年」への当美幌町での対応を伺いたいと思っております。

3点目は、子育て支援の拡充についてあります。

その内容は、今回は、小中学校給食費の無償あるいは一部助成についてであります。

全国的に子育て支援の一環として、小中学校給食費の無償・一部助成が約3割と、昨年、文科省も公表しています。

以前も伺いましたが、美幌町の子育て支援策の一環として、学校給食費の無償あるいは一部助成策について、どのように検討されているのかをまず伺いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 大江議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、国民健康保険税について、美幌町の国保税均等割の減免制度についてであります。国民健康保険につきましては、保険給付等に要する費用を被保険者の負担する保険税と国庫支出金等によって賄うことを基本としており、保険税については、地方税法において、世帯の負担能力に応じて賦課する所得割と資産割、受益の程度に応じて賦課する被保険者均等割と世帯平等割の課税方式が設定され、これらの合計により算定することとなっております。

とりわけ、均等割につきましては、地方税法において所得割とともに課税が必須とされているところであり、被保険者の多い世帯は、被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きく、それに見合う保険税の御負担をお願いする仕組みについては、一定の合理性があるものと考えているところであります。

また、協会けんぽ等の被用者保険の場合は、標準報酬月額と標準賞与額に応じた保険料負担となっており、被扶養者の保険料加算はありませんが、事業主負担があるなど、国民健康保険とは制度設計に大きな違いがあります。

御質問の子供への均等割課税を廃止、あるいは減免についてであります。まず、廃止につきましては、地方税法において均等割は課税が必須であることから、18歳未満の子供に限ったものであっても、現行の制度上、できない状況となっております。

また、減免につきましては、18歳未満の子供の均等割減免を実施する場合、国民健康保険会計の持続可能な財政運営のためには、現行制度において免除した財源は、他の国保被保険者が負担することとなり、負担増となる他の国保被保険者の理解を得る必要があることや、負担の公平性を保つ点から、現状では難しいと考えております。

しかしながら、負担能力には関係しない子供に対する均等割課税のあり方につきましては、検討の必要性はあると認識しているところであり、全国町村会からも要望しているところであり、今後も、国に対して、子供に係る国民健康保険税均等割の軽減措置の導入、あわせて、軽減措置に伴う財政支援の方策を講じていただけるよう、意見具申してまいるとともに、今後の制度改正などの動向にも注視して適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたしたいと思っております。

なお、あわせて御質問があります18歳未満の国保加入人口であります。平成30年度当初課税時点で510人となっております。また、そのうち、それぞれの世帯総所得に応じ、国の法定軽減制度、7割・5割・2割軽減による均等割の負担軽減措置の適用を受けている18歳未満の人数につきましては、7割軽減の適用者が90

人、5割軽減が64人、2割軽減が47人となっております。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、「国連家族農業の10年」について、「国連家族農業の10年」への対応についてであります。

「国連家族農業の10年」への対応との御質問ですが、世界では、8億人以上が飢餓に苦しみ、また、極端な貧困層の8割近くが農村地域で暮らし、農業に従事していることから、小規模農家への支援が、持続可能な食料生産や食料安全保障、雇用創出、貧困、飢餓対策などにつながる鍵として、国連決議に至ったものとして理解しているところであります。

御質問の国や道からの具体的な対応方針を含め、「国連家族農業の10年」への対応についてでございますが、現時点において、国や北海道から国連決議に対する具体的な対応方針などは示されておきませんが、国は、家族農業経営は、地域農業、食料の安定確保の重要な担い手であるとして位置づけており、家族農業経営の活性化を図る施策例として農業経営基盤強化資金、産地パワーアップ事業、経営体育成支援事業、農業人材力強化総合支援事業などが講じられておきます。

本町もこれらの事業を通して、農業者の所得向上の実現を図っているところでございます。

次に、子育て支援の拡充について、小中学校学校給食費の無償・一部助成についてであります。

御質問の学校給食費助成に係る検討状況であります。町では、さまざまな子育て支援事業に取り組む中、医療費助成を優先的に取り組むこととして進めておきます。

学校給食については、子供たちの心身の発達や将来に向けた健康づくりを考えたときに、良質な内容の学校給食を提供することが重要であり、そのための費用につい

て、保護者の皆様にも御理解いただける範囲として、給食食材費を御負担いただいているところであります。

給食費の助成については、文部科学省が実施しました平成29年度の学校給食費の無償化等の実施状況調査やオホーツク管内の給食費の助成状況等を参考に、引き続き教育委員会と調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 国民健康保険税の均等割の減免制度について、まず、再質問をさせていただきます。

平成30年度当初課税時点で、美幌町の国保加入者のうち、18歳未満の人口は510人であるという御答弁をいただきました。また、そのうち7割、5割、2割の軽減の人数についてもお示しをいただきました。

そこで、お伺いをいたしますが、今、全国的には、均等割を10割減免というところが幾つも出てきておりますし、あるいは、5割は軽減しようという町も出てきております。これは、首尾一貫していると私は思います。

国に対して、担税能力のない子供たちに均等割で課税するということについては、全国どの知事あるいは市長、町村長に限らず、全員一致しておかしいという声を上げておまして、その免除というか、減免制度について、見合うだけの国費の援助を求めているというのが共通項であります。

これは、私も当然だと思います。ただ、国保の加入者は、そういう情報はほとんど入手していない。そして、どういうふうを考えているかということ、それぞれの市町村の運営方針がやはり十分ではないのではないのかということ、市町村に対して、うら

みの目つきが注がれているということで、町長もやがて退任されますが、そういう後ろから残念な目線で見られていたのだということをごひ御理解いただきたいと思ひます。

なかなか、公式な反論というのはできないのだと思うので、そういう状況も踏まえて、私は試算をしてみました。子供の均等割は、医療割と後期高齢者支援分の二つ合わせると年額3万1,500円だと承知しておりますが、この人数に対して、減免なく課税されるものと、7割軽減、5割軽減、2割軽減、これらを合わせますと、軽減を願っている人たちの金額は、10割減免とすると、1,277万6,000円か7,000円となるのではないかと思うのですが、最初に、その金額の確認だけはさせていただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 18歳未満の方の均等割の課税分については、先ほどの答弁書にも書いておりますけれども、人数で510名いらっしゃいます。その中で、課税額としては1,606万5,000円ほどございます。そのうちに、既に法定の軽減を受けている額が約328万9,000円で、課税額としては1,606万5,000円から軽減額の328万8,600円を引いた1,277万6,400円が実際の課税額という形になってございます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） そこで、お伺いをいたします。

多くの減免を実施しているところは、保険税に影響しないようにしたいということで、一般会計から負担をしている、繰り入れをしているというのが実態です。

私は、もう一つ別な角度もあるかなということで、これもぜひ担当者に確認をしながら進めたいと思うのですが、美幌町は従来から年度末に3億円程度の国保の基金の

残高を持っています。この活用をすべきだと。それは、保険税の引き下げのために、従来は主として提案をしてまいりましたが、平成31年度末の見込みで言えば1億9,852万4,000円程度、平成30年度末でもほとんど同じで1億9,834万3,000円程度ということで、約2億円近い基金残高をお持ちだと思うのですが、これも数字の上のことなので、担当者に御確認をさせていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 環境生活主幹。

○環境生活主幹（渡辺靖行君） 平成30年度に基金を繰り入れしないこととして、基金の残高は1億9,837万6,643円となります。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 何万円か単位の違いがあるようですが、1億9,800万円台にどうやらあるということであります。

それで、これをどうするということだと思いますと、基金の保有の計算式が以前から示されていて、地域の医療費の3年を見越して、そのパーセンテージでということなのですが、美幌町は、いずれにしても上回っています。したがって、先ほど7割、5割、2割軽減を仮に国保の基金で賄うとしたら、6.5%までいかない、そういう金額になるなというように思っています。

いずれにしても、オギャーと生まれた赤ちゃんからも、あるいは、高校に在学中のお子さんにも均等割はかかるのです。今まで市町村が国保の事業主体だったので、ない袖は振れないということで税に負担をかぶせざるを得なかったということはわかるのですが、極めて原始的な人の頭に均等課税をするというやり方は、全く妥当なものではないというふうに思いますし、都道府県も市町村も、押しなべて、これは何とかしなければならないという思いを持っている、そういう点では町長と質問者は全く同じ立場だなと思っております。

限られた財源という概念をちょっとおいておいて、これは、本来高齢者が加入し、当然に一人頭の医療費は2倍、あるいは、それ以上も高い患者さんを抱えている国民健康保険税で、しかも失業者、定年退職者だとか、あるいは、働いてはいるけれども、非正規雇用の方々が大部分ということで、今日では、農業者、漁業者、中小企業家も国保には入らないという非常に特殊な収入構造を持った国保の運営主体だった町長として、やはり、要求する側には根拠はあり、しかもそれを予算増に依っていない政府に対して、私は思うところがあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは、国民皆保険という立場に立つと、やはり重要なシステムだと私は思っております。

そんな中、私は、1回目のときに、被保険者の多い世帯は被保険者の少ない世帯より明らかに受益が大きく、それに見合う保険税の御負担をお願いする仕組みについては、一定の合理性があるものという答弁をさせていただきました。

しかしながら、今おっしゃるように負担能力のないオギャーと生まれた方についても3万1,500円ですか、2万4,500円と7,000円がかかるわけです。これ自体どうなのかということで、国会の中でも随分とこれは論議がされているようです。

また、全国町村会の立場においても、これについては改善すべしというようなことを求めているのですけれども、なかなか安倍総理も具体的なところになると引き続き論議していきたいというような程度で終わっているということですので、我々が今これをどうしようということになると、先ほど総務部長が答えましたように、1,700万円もの大変な負担が生じます。この負担は誰がするのですかということになると、税負担をさせていただいている

国民健康保険に加入している方が負担していかなければいけなくなると思いますので、やはり、国において、これについてはしっかりと、全く負担能力のない方についても支払わなければいけないということがあります。それについては、議員と同じ考え方であります。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 私は、貧富の格差の拡大をさせないための都道府県と市町村のスタンスに違いがあるのではないかと思います。

都道府県によっては、市町村の国民健康保険に対して、都道府県がお金を出すということをしてありますが、事、北海道で言えば、ほとんどがしていないのです。北海道には貧富の格差を是正しなければならないという考え方はないかという思いをしています。

国保の運営主体が市町村から都道府県に移管になった。これは、大いにそういう意味で貧富の格差を是正するために北海道として必要な手だても考えなさいと。国に対して財源要求もしますけれども、あわせて、同じ自治体の中でも都道府県はなかなか情報が入らないのですが、進んでいるところもあるように思いますが、事、北海道についていえば、全くと言っていいぐらいの動きしか見えないということも含めて、いかがでしょうか。一つは自治体として、一定の自腹は覚悟しなければならないが、それは1割にも満たないという部分が国保の均等割、オギャーと生まれた子供から高校生ぐらいまでは、やはり免除制度をつくらざるを得ないということで、みずから橋を落として、後退はできないとした上で、北海道に対して、あるいは、国に対して、後戻りはできないということに要求する、迫ることを、ぜひ引き継ぎの段階でもお話しいただきたいというふうに思うのですが、この点では最後にいたします。思いの

たけを聞かせてください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） この国保税について、我々はさまざまな点で改善していただきたいという思いを実は伝えております。

その一つが、この均等割もそうですし、あるいは、資産割もほとんどが今は居住用財産で、要するに住むだけに使っているものに対して課税していくというのがどうかという問題もあります。資産割に至っては、35%ということですので、これもかなり大きな金額になってくるのではないかと考えております。

この資産割については、町独自で国保税を算定する際、入れる入れないはそれぞれの自治体の自由であります。この均等割については、担税力のない子供からも徴収するというので、これについては、町村会でもまとまって一固まりとして、あるいは、市長会とか都道府県会でもこれは言っていると思いますけれども、町村会の中でいろいろ論議されて、そういう形を今とっておりますので、私も、機会があれば、もちろんそういう発言をしていきたいし、引き継ぎもしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） この点では最後にいたしますが、国保加入者も多く的美幌町民も、そもそも国保の制度そのもの、収入のあり方、支出のあり方についてはほとんど知らないです。ただ、負担の限度を超えて請求されているという懐の部分については、大変だという声はありますが、何が何だかよくわからないということです。

時間が全くない状況なので、以前にもお示ししましたが、国保というのは、本当に大変な制度なのだとすることを広報に載せてほしいと思います。

例えば、65歳から74歳の加入者の比率が、ここで言えば4割ぐらいで、協会が

んぼでは、割合で言えば6%です。組合健保では3%と、桁が全然違うのです。高齢者なので複数の病気を持っている、医療費は絶対かかるのだ、収入が物すごく低いのだというようなことがわからない。それで、美幌町長を初めとして、全国の町村長や市長や知事が一致してこういう要請をしているということをぜひわかるようにしてほしいのです。

特に、ことは一斉地方選挙と国政が12年に一遍、重なっているのです。美幌町の問題は、実は国政に物すごく大きな問題があることを自治体の側から大いに発信してもらいたいということをこの点の最後に申し上げて、広報などへの掲載もぜひ御検討いただければということだけ申し上げて、2点目に移ります。

「国連家族農業の10年」についてであります。

第1回の御答弁が出ました。この点では最初に町長にお尋ねしたいと思っているのですが、美幌町の人口のこれまでの減少、それから、これからの人口減少の推計が出されておりまして、北見市などよりは美幌町の人口の減り方が大きいということが国立社会保障・人口問題研究所の推計で出てきているという状況ですが、画期的に変える可能性を持った国連の決議だということで実は受けとめています。

日本政府が、盛んに、農家が努力しないから家族農業は脱落するのだということを言ってきましたが、それが全くの方向違いであるということ国連が認めた上で、各国は、今、98%、99%の構成員を持つ農業の生産者が家族農業で、それが大事なのだということ力を入れ始めたというのは、私は美幌町の人口減少に大きく影響する、多分最大の問題になる可能性を持っていると思います。

町長は、4期目は立候補されないということですが、思い出していただきたいのです。3期目の立候補の会場で応援された農

業者が、この間の人口減少は、残念だけど農業人口の減少がすぼんと当てはまる、美幌町の人口減少はここなのだとことを言われました。私は本当にそうだと思います。だって、農業が基幹産業だからです。基幹産業の人口がどんどん減れば、その周辺の産業も含めて衰退するのは当たり前です。

人口減少に本当に歯どめをかけるとすれば、産業的には基幹に全力を挙げるということではないかというふうに思うのですが、土谷町長は、T P Pの時代、あるいは、その前後では、よくスローガンとして、美幌町の山も畑も逃げていかないと。逃げていくのは誘致した企業が採算が合わないというふうになったら、美幌町なんか関係なく逃げていくのだと。まちおこしは、山や畑を大事にした美幌町にしたいということで、大したものだというふうに思っておりましたが、多分、今、健康を若干損なわれて退任されるに当たっても、この考え方に違いはないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 考え方については、ほとんど変わっていないと思います。むしろ、その意を強くしているというような思いであります。

それで、美幌町の人口が減少しているということで、一昨年、2万人を切ったということでもあります。2万人を切ったということは、インパクトが強かったと私は思っておりますけれども、今まさに、農業を初め、自衛隊関係についても、ここ30年で半減になっているということで、非常に大きい要素であると思っています。また、農業経営も非常に大きいのではないかと考えております。

平成29年度の集計ですけれども、就業者が男性、女性、合わせて957人ということでもありますから、一時から見ると相当落ちているのではないかと考えておりま

す。

私は、気持ち的には、基幹産業は農業だということをずっと言い続けておりますので、そういった意味で、3期目当初と全く変わっていないと感じております。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） ことしから10年間で、国連が呼びかけて、各国政府に対して家族農業の10年としようという提案ですが、これに先立って、2014年に実は単年度の措置ですけれども、家族農業年にしようということで提起があって、私はこの場所でそのことを取り上げたことがございます。

そのときも、TPPがあたかも大手を振っている時代でしたが、まるっきり方向性が違うという思いで取り上げた覚えがございます。

そこで、よく日本はアメリカやデンマークなどとは広さが全然違うということで、ヨーロッパのような日本の農業を目指すべきだということが盛んに言われました。そこで、御紹介しますが、国際家族農業年が2014年5月に提案されて、その3年後になるかと思うのですが、EUががらっと変わりました。EUの議会が、家族農業はヨーロッパで最も普及している農業モデルであり、極めて重要である、このように決めたのはその3年後の4月27日です。決議を採択してこう言っています。

EU27カ国において、これは2013年の時点ですけれども、わずか3.1%の大農場が52.2%の農地を支配していることを指摘して、この傾向は家族農業を主な特徴とする欧州の持続可能で多機能な農業モデルと相入れないと宣言して、小規模零細な農家に対しても補助金を出す、それから、急傾斜地で農業をやれば、当然、補助金を出すというようなことに切りかえてきているのです。これは、北海道農業でも全く同じだと思うのです。

その中で調べてみますと、これはフランスのデータが紹介されているのですが、フランスでは40歳までの跡継ぎ、農業後継者に対して補助金が出ている。日本では、65歳以上の農民の構成が、3人のうち2人、66歳以上です。ところが、フランスでは、半分以上が54歳までの跡継ぎで占められているということが、40年間の努力の中で、家族農業こそフランスでは大事だということで、自国の政策として続けられて、これがヨーロッパに広がりつつあるということです。

私は、美幌の家族農業を大転換させて、これこそが地方が生き残る非常に大事な転換点だということで、ずっと同じ主張をされてきた町長が、町長職にいないかにかかわらず、やはり叫び続けてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今、フランスの例も出されましたし、それから、EUの話も出ましたけれども、私はこの美幌町の農業を見渡しますと、今、本当に貧困の度合いがどうなのかというところは、なかなか難しく、言いにくいところがあります。これについては、多分、畑作4品で今食べていけているのではないかという思いをしております。

それが私の今のところの答えでありますので、引き続き、私が退任しようと思いと、この町の基幹産業は農業でありますので、農業で頑張ってもらいたいという気持ちであります。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 2月1日から日本とヨーロッパの間のEPA協定が発効しまして、テレビで流れているのは、ワインが安くなって、チーズが安くなって助かるのだと。これは、生産者にとってみれば、頭に来る話です。だって、スイスの農家の懐に入る92.5%は、税金が入っているの

す。ドイツの農家の懐に入るお金の77.7%は税金が入っているのです。フランスの農家の懐にあるのは、自分が生産したのではなくて、国が税金を6割以上入れているのです。

それでも、農業が成り立たないというときに、日本の政府のやっていることはどうか。そういう点で、私は、TPP、ヨーロッパとの間のEPA、これから始まるTAG、農産物は将来関税ゼロにしよう。何、ふざけたことを言っているのだと。1月4日の日本農業新聞によると、JAの組合長は、それでいいと言っているのは全国でたった1人です。96%はこんな政策は困ると。96%です。これは歴史的にないですよ。

やはり、農業を基幹産業とする町の町長であり、指導者層は、ぜひそのことを訴えてほしいと思うのです。全く裸同士の争いで安いものが入ってきているわけでは全然ないのです。食料の増産がどんなに大事なのかということ、私はぜひ言っていたきたいと思うし、率直に申し上げますが、機械の販売店が美幌に集中しているのです。管内の農業の中心だからだと思うのです。農業においては、中心市は北見市ではなくて美幌なのだと思うのです。こういうところを統治してきた首長として、おかしいという発言をぜひしていただきたいと思えます。

これは、国ももちろんそうですけれども、現北海道知事は、いまだにこのことがわからないで、今度は、国政に転出しようとしています。おかしいと思うのですが、その辺は別にして、いかがでしょう。美幌町だから大事な役目を果たせる、特に家族農業の今後の10年間で大いにこの中身を町民にも知らせるし、農家にも知らせるし、特に、一票で地方も国も変わってくる選挙制度を通して民主主義が成り立っている、その機会にぜひ必要な行動をとっていただければ、あるいは、その農業を基

幹産業とする町の広報に、かつてTPPのときのように、のぼりも立てるし、家族農業を守ろうと、このまちの浮沈は家族農業なのだという旗を大いになびかせてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 農業所得の推移が出ているわけですがけれども、平成28年度でいうと、19億3,420万円です。1戸当たりの農家所得は540万3,000円ということです。平成20年度においては、432万5,000円ということです。農業従事者は957名ということでありました。これが平成29年度の集計です。そして、今の農業所得の推移を見ますと、農家戸数が358戸で、作付面積が9,218ヘクタールということです。

今、いろいろなお話がありましたけれども、私も同じ気持ちであります。当時と変わらないということをお先ほど答弁させていただきましたが、今も変わらずそういう気持ちでいるということでもあります。

実は、私どもの主幹が農政事務所にお尋ねしたことがあります。その内容は、家族農業経営について、地域農業の担い手として重要と考えており、幅広く支援しているところでもありますということでもありますけれども、これが農水省の答えであります。昨年5月には、家族農業の10年の事務局を務めている国連の食糧農業機関、FAOにおいて、キックオフイベントが予定されており、農水省としても関係省庁と連携して適切に対応していきたいという言葉をお聞きして、TPPの発効とこの国連決議は矛盾するものではないのかという質問を出しております。

農水省は、家族農業経営について、今後ともその健全な発展を願っていくことが重要であると考えており、その際、経営規模の大小、法人・家族の別にかかわらず、地域農業の担い手となる農業者であれば、幅広く支援をしているという答弁をいただい

ております。

大江議員に反問権を行使したいのですけれども、議長、よろしいでしょうか。（発言する者あり）

内容は、先ほどの質問もそうだったのですけれども、今の質問も、私どもがなかなかさわれない部分について、国、道のシステムの中で私どもはいろいろな施策をやっているわけですけれども、大江議員はその辺についてどのようにお考えになっているのか、逆にお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 休憩をとります。

午後3時05分 休憩

午後3時08分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩します。

再開は、15時30分といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどは大変失礼しました。

家族農業については、北海道では、第3回北海道農業・農村振興審議会において、中間の点検、検証に関する意見を聴取された中で、委員の一人から家族農業を守るとの意見が出されておりまして、北海道では、平成31年3月までの審議会のその意見を踏まえて、中間点検の結果案を作成し、下旬までに中間点検結果の公表、決定がされる予定とお聞きしているということであります。

それで、J Aの全中代表者のコメントも、持続可能な農業のためには、企業経営

や大規模農業と同様に家族農業や小規模農業者の存在も不可欠だとされているということでもあります。大江議員とこれまで意見が大体一致しておりますので、私が先ほど言いました反問権については、今回は取り下げていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（大原 昇君） ただいま町長のほうから反問権の取り下げとありましたので、先ほど私は反問権を認めましたけれども、この場で反問権の行使を取り消すことといたします。

先ほど大江議員のほうから、町は、国、道へ行動をとるべきだと、また、家族農業を守るべきだというような発言があり、その行動をどうするのだという質問があったと思いますので、そのことについて、担当部局から答えていただきたいと思います。

経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまの国、道との連携の関係でございますが、さまざまな文献等がございますけれども、地方6団体においても、そういったことの検討が始められるとの情報等もあります。

そういったことを踏まえながら、また、先ほど町長も申し上げましたけれども、全中サイドの動きもございますので、こういったところの情報を逐次把握しながら、おくれのないようなことで、地域と連携しながら取り進めていくのが肝要だと考えている状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 中身は承りました。

美幌町は、独立した地方自治体ということで、北海道や全国では、別に核があって、そこを大事にすればいいという思いの指導者がおられる可能性も十分あるのですが、美幌町は基幹が農業、あるいは林業も含めてということなので、そこを第一に置

いて主張する、行動すると。

町長は、ちょっと健康を害されておるので、気持ちだけでも美幌のリーダーだということで、ぜひ残りの期間、頑張っていただけばということを祈念申し上げて、次に移りたいと思います。

学校給食への助成の検討はされ始めたということです。そこで、教育委員会に主にかかわっていたのですが、私は、子育て支援という点では、非常に大事な町政上の課題ということで、町長にも振ったところで答弁もございました。

教育委員会に若干お伺いいたしますが、学校給食に係る経費については、国及び関係する自治体で持つようにというユネスコの勧告が出されて大分久しいというふうに思うのですが、教育委員会自身の中でこれを議論し、意見の集約を見たということはあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 給食費の無償化について、教育委員会での検討という御質問だと思います。

過去にも大江議員より給食費の無償化の質問を受けているところでございまして、教育委員会としましても実施を研究しなければならないということで、過去にも答弁しておりますし、今、認識をしているところでございますが、助成するに当たりましても、やはり将来にわたって持続可能な施策とする必要がありますので、その辺は町長部局と十分な協議が必要ではないかと考えているところでございます。

現在、管内の状況も含めまして情報収集をしている段階でございまして、具体的な検討には至っていないという状況でございますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 時間の関係で最後にいたしますが、町長部局にももちろんかかわっていますが、最初の答弁で、子育て

支援では、医療費助成を優先的に取り組むというスタンスをお示しになりまして、現在、学校給食については検討中だということ。

それで、美幌町の10年前の子供の出生率は1.52で、昨年、平成30年は1.20ということで、着実に落ちてきている、こういう状況なのです。

子育てする現場で、いや困ったなど、何とか学校に入ったら給食なども含めてぜひ町の負担をお願いしたいという思いと、この出生率というのは、子育て支援という点では、総合的にはつながっていると思います。

それで、常々思っているのですが、その思いは、市町村と都道府県と国では全然違うなということ。

医療費助成については、北海道はいまだに旧態依然たる水準です。国はペナルティーまで課していた。これだけの差があるということで、ぜひ、住民に最も身近な単位の自治体として、御検討を将来にわたって早急をお願いしたいということだけ申し上げたいと思います。

時間の関係で、意見表明に終わりましたが、よろしくお祈りいたします。

○議長（大原 昇君） 部局で答えられることがあれば答えていただきたいと思っております。

ないようでしたら、これで、2番大江道男さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をします。

再開は、15時45分といたします。

午後3時38分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや午後4時近くになりましたが、あ

らかじめ会議時間の延長をいたしたいと思
いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま
す。

◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あら
かじめ会議時間の延長をすることに決定し
ました。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 一般質問を行いま
す。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、
さきに通告いたしました3点、3項目につ
いて質問をいたします。

まず、1点目、国保病院の施設拡充につ
いてです。

国保病院の駐車場について。

国保病院は、常勤医師の採用に伴い、新
たな診療科を開設したことから、外来、入
院ともに患者数が増加しています。地域住
民にとって、医療環境の充実は何より大き
な安心であり、暮らしたいまちには、高齢
者になるほど医療が充実したまちを挙げる
方は多く、安心して住めるまちづくりへ進
んでいると実感しています。

しかし、来客用駐車場が足りず、広く使
いやすいものにしてほしいという声が多数
あります。このことは、病院側にも届いて
いると思いますが、国保病院駐車場の拡充
について、考えをお聞かせください。

2点目としまして、危険ごみ対策につ
いてです。

スプレー缶の処理方法について。

平成30年12月16日に札幌市で発生
した、不動産会社が賃貸物件に使用する消
臭スプレーの大量使用を原因とする爆発と
火災では、周辺へ大きな被害が及んだこと

は、私たちの記憶に新しいところです。

家庭では、各種スプレー缶が多く使用さ
れており、今回の札幌市での事故は、スプ
レー缶の管理や処分のあり方への警鐘とな
りました。

町では、中身を使い切るか、容器に穴を
あけて資源ごみの日に出すこととなってい
ましたが、環境省は、缶を家庭ごみとして
出す場合、中身を出し切った上で、缶には
穴をあけないよう呼びかけていることか
ら、町でも2月1日号の町広報で、必ず使
い切って、穴をあけずに出すようにと変更
になりました。

収集後の処理作業についてどのようにさ
れているのか、お聞かせください。

3点目といたしまして、性的少数者（L
G B T）の対応についてです。

性的少数者（L G B T）への取り組みに
ついて。

平成30年12月14日の北海道新聞の
報道によると、北見市は、来年度から印鑑
登録証明や各種申請書の一部で性別欄廃止
を決めましたが、ほかの管内17市町村で
は、同様の動きはなく、配慮の必要性につ
いてさえ議論していない自治体もありま
す。

専門家は、行政が先導して、誰もが住み
やすいまちづくりを進めていく必要がある
と指摘しています。

北見市は、平成30年度に市の交付書類
や市民が記入する施設の利用申請書など全
430種類を調査し、このうち、国により
様式の定めがあるものや統計上必要がある
ものなどを除いた約60種類で、平成31
年度から性別欄を廃止する方針です。

市の担当者は、L G B Tの人々への配慮
や不必要な個人情報を収集しない観点から
行っているとのこと。

一方、美幌町のコメントは、L G B Tへ
の配慮について、問い合わせがないため議
論も起きていないと報道されていました。

誰もが住みよいまちづくりや時代の流れ

などを考慮し、LGBTへの配慮や札幌市のパートナーシップ宣誓制度など、自治体として調査、研究するべきと考えますが、考えをお示しください。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えを申し上げたいと思いません。

国保病院の施設拡充について、国保病院の駐車場についてであります。病院駐車場につきましては、病院改築後、現在に至るまで、来客用102台、職員用56台、合計で158台が利用可能な駐車場として運用しておりますが、病院改築時に比べ、職員数が増加しており、町外から通勤している職員も多いことから、一部来客用の駐車スペースを圧迫している状況にあります。

外来の診療体制によって、患者、家族など利用者数が多くなる曜日には、利用者から駐車スペースがないとの御意見を多数いただいております。来客用の駐車スペースを確保するため、職員の通勤利用の自粛とあわせ、4月から11月までは、コミュニティセンター北側の駐車スペースを職員駐車場として使用することで、一台でも多く駐車スペースが確保できるよう努めているところであります。

こうした中、国保病院駐車場の拡充についての考え方ではありますが、現行の診療体制による患者数を考えますと、来客用の駐車スペースは不足していると認識しており、職員駐車場を周辺に移転することで、必要な駐車スペースが確保できると考えているところであります。

現在、役場新庁舎の建設について、平成33年5月の供用開始に向け、準備を進めておりますが、役場新庁舎の建設に伴い、町内に点在する町有施設を活用されている団体の移転につきましても検討を進めていることから、病院周辺にある町有施設にあ

きが生じた場合は、病院駐車場用地として利活用することができないか、検討を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、危険ごみ対策について、スプレー缶の処理方法についてであります。収集後の処理作業を安全に行うために、1月まではスプレー缶に穴をあけ、資源ごみとして排出するようお願いしておりましたが、平成29年度において、ガス抜きキャップの装着率は99%、カセットこんろのヒートパネル化は100%となっており、収集・処理業者との協議の中で、エアゾール製品の使い切りや適切な出し切り、及び、他の缶類と分別して排出することで、安全に収集・処理ができることことから、2月からは、排出時に穴あけをしないようお願いをしております。

御質問のスプレー缶の収集後の処理作業についてであります。収集後は、資源ごみ収集・処理業者において、充填物が残っていないかを確認し、アルミ缶とスチール缶に分別し、他の缶類と一緒にプレス機で圧縮していますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

次に、性的少数者（LGBT）の対応について、性的少数者（LGBT）への取り組みについてであります。まず、多様な性について知ること、性的指向、性自認に関する知識を持ち、理解を深めることが必要であると考えております。

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるかということであり、性自認とは、自分の性をどのように認識しているかということでもあります。このような性的指向、性自認を理由に差別やハラスメントがないようにすることが必要であります。

報道にもありました各種申請書などの性別欄については、今後庁内で調査を行い、性別欄の必要性を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、多様な性への

理解を広げていくことは、職場、学校、地域など社会全体での課題と考えており、そのような中で、本町として何ができるのか、研究したいと考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁をさせていただきました。どうかよろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、国保病院の駐車場のほうから、再度質問させていただきます。

ことは、昨年未あたりから、インフルエンザやその他の風邪の患者が多く、一時は、町内の医院でも駐車場が混んでいて、駐車場にさえも入れなかったとの話を聞くことができました。国保病院でも、「一期一会」で内科の先生が風邪の患者が非常に多かったということを書いておられましたけれども、私も、実際に行ったときに、すごく患者さんがあふれていたのです。

それで、いつもの年より1月、2月の入院患者や外来患者が多かったのか、1日どのぐらいになったのか、わかる範囲内で、ことしの1月、2月の入院患者数、外来患者数を教えていただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいま御質問のことし1月、2月の外来患者数または入院患者数でございますけれども、外来患者数は、1月につきましては5,696人、これは救急外来の人数を除いております。平日の1カ月間の人数でございます。1日平均に直しますと、316人、2月につきましては5,597人、1日平均でいきますと、294人、入院患者につきましては、1月が延べになりますが、2,269人ということで、1日平均は73人、2月につきましては、2,097人で、1日平均は75人ということになってございま

す。

例年に比べまして患者数がどうだったかということでございますけれども、ばらつきはありますが、大体平年並みというところで押さえているところでございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 特に冬だと思っておりますけれども、駐車スペースのことを聞かれているのではないかと最初の質問でお聞きしましたけれども、答弁でもそれはわかっているということで、本当に混んでいるときは、タクシーの待機場所の奥の雪置き場のところに2台駐車されて、もう本当に慌てて飛んでいったような感じで車がとめてあったりして、そういう状況をわかっているのかなと思って見ていたものですから、その辺はわかっているということで確認いたしました。

町内の方で、国保病院の駐車場がないということが、非常に私たちの耳に入りますし、この議員の中でもそういう経験をした方もいます。80歳代の方が、奥さんを連れていったけれども、駐車場がいっぱいなのでコミセンへ行って見た、またいっぱいだったのでアークスまで行ったけれども、アークスもいっぱいだったと、本当に大変な思いをさせているのだなということも私も話を聞きまして思いましたし、高齢者が駐車場を探して回るというのは、やっぱり危険なことなのです。空きスペース探しながら運転しているということで。

一時的にせよ、商業施設にまで迷惑をおかけしているということを考えますと、これは早急に対策を打たなければならないと思えます。

例えば、私もアメニティ美幌にデイサービス、または、施設に入っている方の洗濯物を取りに行ったり、アメニティに呼び出されたりすることがあります。アメニティも隣接しておりますので、どうしてもそういうときに国保病院の駐車場にとめてしま

うのです。でも、同じ敷地内で両方行ったり来たりして協力しているものですから、私は、そこにはとめるなということは酷ではないかと思うのです。

だから、アメニティに入っている家族が洗濯物を取りに行ったりするときも、病院駐車場にとめる、これはもう許していただきたいというか、ここは大きな心で見ているいいのではないかと思っています。

そして、答弁の中で、4月から11月まではコミュニティセンターの北側の駐車スペースを職員駐車場として使用しているとのことなのですけれども、肝心の冬場の12月から3月までは使用できない理由があるのかどうか、お知らせください。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 冬期間につきましては、除雪した雪の堆積場所として使用されておりますので、駐車をさせていただいていない状況でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 雪置き場なのかなと私も思ったのですけれども、冬場こそ、どうしても駐車スペースが少なくなりますので、雪をこちらが捨てればというか、そうすると、ここには何台ぐらいのスペースがあくのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） コミセンの北側の駐車場になりますけれども、最大可能台数としては、20台程度はとめられるのではないかと考えておりますが、今、実際に許可を得てとめさせていただいているのは、6台から7台ということになっております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、排雪さえすれば、ある程度の台数がここで確保できるということもあるというわけです。

そして、答弁では、平成33年5月の役

場庁舎改築、そして、供用開始の後、町の施設でありが生じた場合は、病院の駐車場用地として利用できないか検討するということなのですけれども、今平成31年が始まったばかりで、平成33年といったら丸2年、また二冬も、2年もそういう思いを皆さんにさせるのは、ちょっと酷ではないかなと感じているのです。

病院というのは弱者が集まるところです。そういうのは、事務長はよく目にされていると思うのですけれども、車に乗って、一人で行く方は少ないです。大抵は家族の人が連れてきて、車寄せのところに車をとめて、中から車椅子を持ってきて乗せて、玄関に入れておいて、そして、自分が車をとめに行く、それで、とめてから、また車椅子で中に患者さんを運ぶ、そういう方が非常に多いです。

そういう中で、やはり駐車場も近くにとめたいというのが人情といいますか、弱者のために親切というか、優しいというか、思いやりだと思うのですが、例えば、障がい者用といいますか、思いやり用の駐車場は、国保病院に何台あるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 弱者、優先される方々の駐車場につきましては、救急外来の正面側の駐車場に1台、あとは、正面入り口の駐車場側に1台ありまして、合計で2台分でございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 病院ということを考えましても、2台というのは非常に少ないというのは、事務長もわかっていることだと思いますけれども、例えば、事務長から見て、現在の状況で、何かの工夫でこちらのほうならもうちょっとふやせるのではないかというところがあるのであれば、答えていただきたいなと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいま病

院の駐車場付近にある病院の施設といたしましては、正面玄関入り口の前に花壇がございますし、その花壇を囲むような形で減速帯が設置されているところでございます。

現在の駐車場の中では、もうこれ以上は駐車スペースについてはないなというふうに考えておりますし、その他、花壇、減速帯につきましても、安全を確保する上の施設、もしくは、患者さんの安心を深める施設ということで考えておりますので、それらの施設については現状のまま残しておきたいという考えを持っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町民の方からも、花壇のこととか、それから、道の切り方などのことで、もうちょっと工夫できるのではないかという話があります。そして、花の植え方も下のほうに植えるというやり方もあるし、いろいろなまちへ行きますと、つり下げ型、それと、ポール状に立てたりして、いろいろ工夫されているところがあるのです。

すぐに花壇をとったり、減速帯を工事はできないかもしれませんが、あの辺がどう見ても一番いい駐車場になるのです。

しゃきっとプラザをイメージしていただきたいと思うのですが、しゃきっとプラザは、つるっとしていますので、とまるころも、ここも3台ぐらいしかないと思うのですけれども、すぐ横に弱者の方の駐車場がありますし、すぐ前のほうにも、近いところにずっと平らなところ、雨の通り道なんかで引っ込んだブロックなどもありますけれども、こういうやり方のほうが、本当に安心して除雪もできるし、それから、駐車する方も、少しのブロックのがたがたぐらいだったら乗り越えられたりするのではないかなと思っています。

国保病院の2階、3階にコミュニティスペースみたいなのがあります。私は、花壇が要らないと言っているわけではなくて、花はすごく必要だと思っているのです。ただ、外来患者さんよりも入院患者さんが、元気なときに、ちょっとした広場というほどではないけれども、休む部屋があります。コミュニティスペースみたいなのに来て、そこから見おろすところに花がたくさんあったら、入院している方がすごく心がなごむのではないかなと思いますし、国保病院ではないけれども、そういう話も聞いたことがあります。上のほうに住んでいる方が、毎日そこを見ると花壇があり何か心がなごむという話を聞いたこともあります。また、今、病院の中には、花は持ち込めないようになっています。花粉の問題、それから、土があるものは、土の中にあるカビなどに対して非常に反応する方がいらっしゃるのです。ほとんど入院患者の方は病院の中では花は見られないと思っています。

でも、考え方としては、見おろせるところに花畑をつくってあげるという考えも、これは一つの転換ではないかなと思っていますし、病院も、たしか改築後の供用開始は平成12年です。もう約19年を迎えるようになりました。

私も、厚生常任委員だったときから、町民に愛される病院づくりというのを病院の事務長なんかと一緒に取り組んで、議会も一緒に取り組んで、ここ数年、目標に達しつつあるなというふうに思っています。それは、多くの方の御苦勞の末に町民に信頼される病院になったと思っています。信頼されるためには、ますます弱者の方の使い勝手を考えた駐車場づくり、これも本当に大切なことだと思っています。

これから、庁舎問題とか、いろいろなことがあってお金がかかるというのは私も十分理解していますけれども、2年もこのままなのは、町民が許してくれるのかなと思

っています。

だから、一遍にではなくても、病院に向かって右側のほうとか、そういうところにすぐとれるようなスペースはないか、あるいは、除雪をして、例えば、20台ぐらいの余裕があるのなら、除雪はこちらでしてそこに駐車するとか、何らかの工夫が早急に必要ではないか。また冬が来る前に必要ではないかと思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 岡本議員のおっしゃるとおり、病院は、まず病気の方が来られる施設でありますし、そういう方々の利用勝手のいい、そういう施設であるべきというふうに考えておりますので、まずは、第1回目の答弁をさせていただきましたとおりに、職員が利用している部分がありまして、それが利用者の駐車場を圧迫しているという、これも一つの要因であると考えておりますので、まずは、職員の駐車スペースをほかに求めるということを考えていきたいなと考えておりますし、周辺の空き地等を借りることができないかも含めまして検討してまいりたいですし、町有施設の活用ができる部分につきましては、最大限活用させていただくような、そういうことも取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長にお聞きします。

町長も、私たちと同じで65歳を過ぎて弱者になったと思うのですけれども、国保病院の使い勝手、駐車場の使い勝手によって何か感じるころがありましたら、お話をお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 確かに、私も病院へ行く機会がありますけれども、駐車場が

狭くなってきたなという思いはしております。それともう一つは、外来のところも非常に混んできたなという思いをしております。

いずれにしましても、今すぐというのはなかなか難しいと思えますけれども、本庁舎の建てかえによって空き施設が出るだろうという思いをしておりますので、それを何とか使いたいという意向を持っておりますので、それまで待っていただきたいと思っておりますけれども、それはなかなか難しいですか。（「はい」と発言する者あり）

難しいとしたら、何とかしなければいけないと思えますけれども、どうでしょうか。それは何とかありませんか。

なかなか難しいと思えますけれども、あそこは、ワンコインのバスも走っていますし、そんな中で、ワンコインを大いに使っていただきたいと思えますし、また、乗り合わせ等、いろいろできないものかなというような思いはしております。いずれにしましても、それは物すごく感じております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいま町長から答弁がございましたが、先ほど私が申し上げましたとおりに、周辺に空き町有施設ができる可能性が今あるということで、その間、2年間ほどありますが、その間でありましても、先ほど私が申し上げましたとおりに、周辺の民有地を借り上げるとか、町有地の有効活用ができる部分につきましては最大限利用させていただきながら、2年間乗り切りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） やはり乗り切るつもりですか。

確かに、ワンコインバスがあの中に入っ

ていたり、自分が車で出てくるときに、

緩やかなカーブのついた道は、スピードが出ないので確かに通りやすいかもしれませんが、今、車でぶんぶん飛ばす方は余りいなくなりましたし、例えば、今、公園なんかは、一時的に道を塞ぐ、ポールを挟めて通り抜けできないようにしています。もっともっと工夫ができるのではないかと思います。

何といたしまして、2年、二冬、このままでは、事務長はいろいろ工夫していただくということを言いましたけれども、本当に、雪が解けて地面が出てきたら、ここをこういうふうにしたら数台がとまれるということを考えていただきたいと思いますけれども、最後に答弁をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） これから雪が解けてブロックなども全部出てきますけれども、このブロックを削ったらもっとどうなるとか、きっとそういう工夫ができるのではないかと思います。あとは、病院の右側のタクシーが待っている後ろのほうです。あの辺にももっと空間があるように感じるのでありますが、その辺も工夫をしていただきたいと思います。どうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 先ほど来、病院事務長から答弁させてもらったように、第一義的には、周辺の土地を探して、一番とめやすい今の職員の駐車場、国道側縁です。あそこが患者さんにとっては一番安全ですし、それなりに広く、台数も確保できますので、そこをいかに患者さんに使ってもらえるかということを考えてまいりたいと思います。

今、岡本議員提案の駐車場を改修してということになりますと、今、花壇等もありますけれども、花壇等も、外来の患者さんもそうですし、入院患者さんばかりではなくて、その御家族の方もいろいろな思いが

あって、苦勞されながら、いろいろな悩みを持ちながら家族の看病に来ているということもあります。皆さんに、そういった癒やしの空間は必要だと思います。

そういうことから、不要なものはないと思います。不要な工作物はないと思いますので、まずは、どれだけ今の職員駐車場をあけるかということのを第一に考えてまいりたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 副町長のおっしゃることもよくわかります。誰にとっても、花は憩いとか癒やしがありますけれども、私は、入院されている方の部屋から下を見たときに、どこか花の一角があればいいのではないかと、外来に来る方などは常にそういう花や季節を感じられますけれども、入院している方はなかなかそういうことがないので、気分のいい日は見おろせたらいいのではないかと思います。

これで、病院については終了させていただきます。

次に、3番の性的少数者の対応について、2番は飛ばして3番に入ってまいります。

道新の平成30年12月14日の紙面では、ジェンダー・セクシュアリティ論の北大の大学院の教授が、古い因習にとらわれずに多様な人々が集まる都市部で進みやすい、そして、地方では議論そのものが起こりにくい空気があると分析し、性別欄を撤廃する北見市の決定は大きな一歩と評価し、この歩みを途絶えさせずに、さらに議論を進めていくのが行政の役割と新聞に報道されておりましたし、紋別市も周辺自治体の様子を見ながら検討していきたいとのコメントが出ていました。

2月になってから、このLGBTに関する報道を非常に目にするのがあったと思います。それは、全国の同性カップルが2

月14日に、国を相手取り、同性同士の結婚が認められないのは違憲であるとして提訴したことで、その前後、非常に報道が多くありました。

これは、国の法律が変わらない限り、地方自治体としてできることは限られると私も考えています。法律ではありませんので、結婚と同様の優遇措置は一切ありません。ただ、今、人口減少対策として、都会の方も美幌町に住んでいただきたい、そして、美幌の交流人口をふやしたいという取り組みを、今、美幌もしています。そして、都会では、都会だからでしょうけれども、11組に1組くらいはそういうカップルがいるという話も聞いたことがあります。

多様な生き方を認め、誰もが住みやすいまちづくり、これは地方からもこういうことに取り組んで国を動かすこともできるのではないかと私は考えています。

2月17日には、隣町の大空町で、青少年育成協会の主催で性同一性障がいのある方の講演が行われました。私も行きたかったのですが、行けませんでした。美幌でも15年ぐらい前になりますが、町内の方が講演を企画されて、私も性同一性障がいについて学んだことがあります。その後も講演はあったと聞きますけれども、私とその講演を聞いた15年も前からそういう勉強が必要だとして取り組んでいる方がいたというのは事実です。

日本では、近年、広がりつつある自治体が同性カップルを証明する制度、2015年に渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定したのを皮切りに、札幌市、千葉市、大阪市など9市、町では、群馬県大泉町で導入しました。そして、今後導入予定の自治体もかなりあると聞いています。

これらの自治体が独自に進めるパートナーシップ制度は、差別禁止や人権擁護規定を盛り込んだ首長による事業者への指導や是正勧告、苦情申し立てを可能にするな

ど、地域の実情に応じて工夫されていますが、婚姻と同じ権利や法的地位が得られるわけではなくて、象徴的な意味合いが多い、あらゆる制度や習慣が異性愛カップルを前提にしてつくられてきたため、異性愛でない人たちがこうむる不利益や差別を解消するには、先ほども言いましたように、立法や制度改革が必要だという話なのです。

私も、LGBTというふうに考えますと、このまちではどうなのかと思いましたが、けれども、例えば、自分たちの住んでいるところでは余り感じませんが、テレビを見ていると、北海道米のコマーシャルに、長年、マツコ・デラックスさんが継続して使われていますし、あの方が番組で紹介した美幌の肉まん屋さんがすごく売れているということがあります。そういうことは、テレビの中で私たちが普通に取り入れていると考えました。

今回の質問を出して、すぐにどうこうということではないですが、これにもし取り組むとしたら、町の部署でどういうところが取り組んでいくのか、調査研究したいということですが、その辺について答えられましたらお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 今、男女共同参画については、まちづくりグループで推進をしてございますので、この担当といえますか、これらに取り組む担当としては、恐らく、まちづくりグループになるかと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私たちは、昔からちょっと女性っぽい男の子でも、よくオカマと言われてたりして、いじめの対象になったりしますので、そういうところから、教育とか取り組んでいけるのではないかと考えています。

私もまだまだ勉強不足のところがありま

すので、これはどんな人でも生きやすい、暮らしやすいまち、基本にあるのはやはり優しさだと思っています。

交流人口も観光地も、もしかしたらそういう方が来るかもしれません。そんなことを考えながら、私たちも、もっともっと勉強したり、男女は関係ない書類には、そういうことを載せないというほかの町の取り組みも、今後一層研究していく必要があると思っています。

先ほどもテレビの話をしました、町長は、私と同じような世代なのですけれども、こういうことに対して何か考えをお持ちだったら、お話しください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今回質問があって、私もこれを少し勉強したのですけれども、性的嗜好と性の自認というようなことで、レズビアンであるとか、ゲイであるとか、バイセクシュアルであるとか、トランスジェンダーであるとか、そうした人たちのL、G、B、Tというようなことであります。私どもとしては、どういう受けとめ方ができるかというのは、私たちの年代ではなかなか難しいということはあると思いますけれども、こういう方がいるということをしつかり認識して、ここから差別などをなくすようにしないとだめだなという思いは強く感じているところでございます。

以上でございます。（「ちょっとお待ちください。先ほどから、ちょっと不適切かなというような言葉が出ています、今、答弁のやりとりの中でですね。できれば、ここで言っていますLGBTという言葉で統一していただければと思います」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 平成17年の調査では、これを法律で認めるべきだという考えの人は49%、否定する人は39%で、若い人ほど肯定的だという調査があり

ます。

美幌町もこの自然なまちに誰もが交流や移住で来ていただきたいと思うときに、できることなら一生懸命勉強して、こういう知識をみんなが持つということが非常に重要ではないかと思っておりますので、このことを最後に話しまして、この質問は終わらせていただきます。

先ほどの危険ごみの処理方法ですけれども、午前中の一番最初に戸澤議員がほとんど同じ質問をされておりました。

ただ、危惧するのは、穴をあけないスプレー缶を回収するようになった業者が、その処理において、先ほども処理の機械のお話をされておりましたけれども、今までどおりの処理でいいのか、その辺に問題はないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 処理業者の処理方法でございますけれども、今までは穴をあけて出していたという前提でそのまま処理をしていたものでございますが、今回から、家庭での穴あけで火災が発生する確率が高いということで、今回、環境省からの通知を受けました。そして、処理業者と話をして、完全に使い切って出していたら、他のスチール缶、アルミ缶とは別に、エアゾール缶を透明な袋に入れて出してもらえれば、その部分で分別ができていますので、その中でエアゾール缶の部分だけ中身を確認して、他のコーヒー缶等のスチール缶と合わせて圧縮することで安全に処理できることを確認し、2月から実施をしているものでございます。安全確認という部分では、そのようにしております。

周知が行き届いていなくて、2月はまだ穴があいているものもありますけれども、同じように分けて出していると思いますので、大きな混乱なく、町民の理解を得て、使い切って出しているという

いておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 少し中身が残っていたりすると、本当に捨てづらいということもありますので、私は、いつも少しずつ出すよりは、夏場に1カ所に集めて、例えば、ここ3日間とか、その日はここに持ってきてくださいとか、そういうやり方もいいのではないかと思います。

先ほどの穴あけをする機械を買うことになりましたら、それなりの処理というか、経費もかかるわけですから、例えば、蛍光管などはほかの市に持っていったりしていますけれども、そういうやり方とか、一遍に収集してしまう。毎月の資源ごみの日なら業者も大変だと思うのですが、そのこともよく考えて、長続きするような回収方法が必要だと考えますので、そのことだけは言っておきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） ためて出すようなことのないように、逐次出していただけるように、また、処理業者のほうにつきましても、安全な処理ができるように逐次連携しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

◎延会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会するこ

とに決定しました。

◎延会宣告

○議長（大原 昇君） 本日は、これで延会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時39分 延会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員